

神奈川県地球温暖化対策計画

平成22年 3 月

神奈川県

はじめに

地球温暖化の主な要因であるCO₂排出量の増大は、家庭生活、企業活動、輸送交通など社会経済活動のあらゆる局面で多くのエネルギーや資源を消費してきた結果であり、県民、事業者、団体、行政などすべての主体が地球温暖化対策に取り組むことの重要性を認識し、ライフスタイルやビジネススタイルを見直していく必要があります。



県では、平成15年に神奈川県地球温暖化対策地域推進計画を策定し、県民や事業者の皆様とともに「マイアジェンダ登録」をはじめ様々な対策を進めてまいりました。

しかしながら、県内の温室効果ガス排出量は、人口・世帯数の増加やサービス産業化の進展などを背景として増加しております。

そこで、平成20年1月には、地球温暖化防止に向けた取組を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行い、さらに平成21年7月には、神奈川県地球温暖化対策推進条例を制定し、県民や事業者の皆様の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すこととしました。

本計画は、この条例に基づき、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したもので、温室効果ガス削減の中期目標を掲げ、その達成に向けて県が取り組むべきと考える施策を総動員して体系的に位置づけるとともに、重点的な取組として8つの分野を設定しております。

計画の策定に当たりましては、2回のパブリックコメント等を通じて多くの県民や事業者の皆様からいただいたご意見等を反映させるとともに、神奈川県地球温暖化対策計画検討委員会、神奈川県環境審議会及び県議会においてご審議をいただきました。ご協力いただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。

本計画で掲げた温室効果ガス削減の中期目標を達成するためには、県民、事業者、団体のほか国や市町村など様々な主体と連携・協働して取組を推進していく必要がありますので、皆様の一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

平成22年3月

神奈川県知事 松沢成文

目次

1 計画策定の趣旨

- 1. 1 背景 1
- 1. 2 基本的事項 7
- 1. 3 地球温暖化問題の特性 8

2 神奈川県地域特性

- 2. 1 人口及び世帯数 9
- 2. 2 経済活動 10
- 2. 3 土地利用の状況 12

3 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

- 3. 1 県内の温室効果ガス排出量の現状 13
- 3. 2 県内のCO₂排出量の現状と分析 14
- 3. 3 県内の温室効果ガス排出量の将来推計 19
- 3. 4 県内の森林吸収量の現状 21

4 地球温暖化対策の方向性

- 4. 1 地球温暖化対策の基本方針 22
- 4. 2 神奈川県地球温暖化対策推進条例の主な内容 24
- 4. 3 神奈川県地球温暖化対策推進条例に規定している
各主体ごとの役割 26

5 温室効果ガスの削減目標

- 5. 1 対象とする温室効果ガス 28
- 5. 2 目標年次及び計画期間 29
- 5. 3 削減目標（中期目標）について 30

6 削減目標の達成に向けた施策

- 6. 1 基本的な視点 32
- 6. 2 施策体系 34
- 6. 3 重点的な取組み 35
- 6. 4 部門ごとの課題に応じた施策 43

7 計画の進行管理

- 7. 1 進行管理の方法 73
- 7. 2 進行管理の組織 73

- 参考資料 1 神奈川県地球温暖化対策計画の策定経緯 75
- 参考資料 2 神奈川県地球温暖化対策推進条例 78

1 計画策定の趣旨

1. 1 背景

(1) 地球温暖化について

○ 温室効果のしくみ

地球は太陽からのエネルギーで温められ、温められた地表からは宇宙空間に熱エネルギーが放射されますが、その一部は大気中の二酸化炭素（ CO_2 ）や水蒸気などに吸収され、大気を温めています。これを「温室効果」と呼んでいます。

○ 地球温暖化の状況

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）（※）の第4次評価報告書（2007年11月発表）は、世界の平均気温は1906年（明治39年）から2005年（平成17年）までの100年間で 0.74°C 上昇していることを示し、最近の50年の気温は過去100年のほぼ2倍の速度で上昇していることから、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」と指摘しています。

また、地球はこれまでも、寒冷な期間と温暖な期間を繰り返してきましたが、同報告書では、現在の地球の気候変動の程度が、過去の変動と比べてはるかに急激で異常であることは明らかであると指摘しています。

○ 地球温暖化の原因

人類は産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量にエネルギーとして使用することで、 CO_2 の排出量を急速に増加させてきました。その結果、地球環境が吸収できる量を大幅に上回る CO_2 が排出され、大気中の CO_2 濃度は上昇しています。

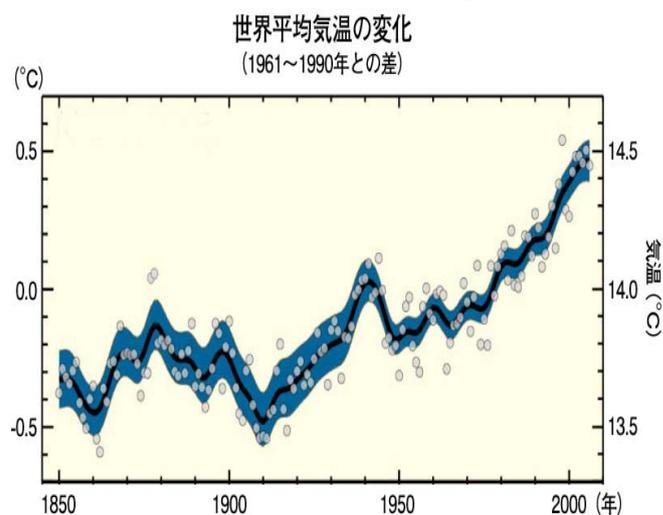
同報告書では、現在進行している温暖化の現象は、太陽の放射などの自然要因だけでは説明できないことなどから、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と指摘しています。

○ 地球温暖化の影響

地球温暖化は、生態系への影響のみならず、異常気象、食料生産、人の健康、経済活動など、私たちの生活そのものにも深刻な影響をもたらす懸念があることが指摘されています。同報告書では、世界平均気温の上昇により想定される影響を予想していますが、上昇が大きいほど重大な影響が発生するとされています。

※ 世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された国連の組織で、気候変動に関する最新の科学的知見をまとめ、政策決定などに活用してもらうことを任務としています。

図1-1 世界の平均気温の推移



出所) IPCC第4次評価報告書2007

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

(2) 地球温暖化問題の現状と今後の予測

ア 世界的な地球温暖化の状況

① 地球温暖化の現状と影響

- IPCCの第4次評価報告書では、世界の平均気温は1906年（明治39年）から2005年（平成17年）までの100年間で0.74℃上昇し、最近の50年の気温上昇は、過去100年のほぼ2倍の速度で上昇しているとしています。
- 地球温暖化の進展に伴い、次のような影響が観測されています。
 - ・ 海面上昇の加速
 - ・ 陸上の氷河・氷床の減少、北極海の海氷の減少
 - ・ 生物の生息域の移動や生息数の変化、行動の変化
- さらに、強いハリケーンや集中豪雨、干ばつなどの異常気象が頻繁に発生していることについても、地球温暖化によるものとの断定はできませんが、地球温暖化が進むことにより、こうした異常気象の影響が大きくなることが懸念されています。

② 地球温暖化の今後の予測

- 同報告書では、100年後の21世紀末までに、世界の平均気温が、最も気温上昇が小さいシナリオでも約1.8℃（1.1～2.9℃）、最も大きいシナリオでは約4.0℃（2.4～6.4℃）上昇すると予測しています。
- また、世界平均気温の上昇による「水」「生態系」「食料」「健康」などの主要な分野への影響を予測していますが、0～1℃程度の平均気温上昇であっても、分野や地域によっては悪影響が生じることが指摘されています。

2009年（平成21年）7月にイタリアのラクイラで開催されたサミット（主要国首脳会議）の宣言では、「工業化以前の水準から世界全体の平均気温が、2度を超えないようにすべきとする広範な科学的見地を認識」とされました。

イ 我が国の地球温暖化の状況

① 地球温暖化の現状と影響

- 2009年（平成21年）10月に文部科学省・気象庁・環境省がまとめた「日本の気候変動とその影響」によると、日本の年平均気温は1898年（明治31年）以降100年あたり約1.1℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻繁に現れています。そして、こうした気温の上昇傾向は、真夏日や猛暑日、熱帯夜、冬日の日数の変化にも現れているとされています。
- また、我が国における影響として、1日に降る雨の量が100mm以上及び200mm以上の大雨の日数が長期的に増える傾向にあり、地球温暖化が影響している可能性があるとして指摘しています。

- さらに、生態系にも地球温暖化の影響と見られる例が数多く報告されており、南限近くのブナ林の衰退、高山植物群落の衰退、サクラの開花時期や紅葉時期の変化、サンゴの白化などが、最近数十年間で顕著になっていると指摘しています。

② 地球温暖化の今後の予測

- 「日本の気候変動とその影響」では、IPCCの第4次評価報告書と同様に、複数のシナリオと平均気温の上昇を予測しました。
その結果、21世紀末までの日本の平均気温の上昇は、世界平均気温の予測値を0.3～0.6℃上回り、これに伴い真夏日や熱帯夜の日数が増加、冬日が減少すると予測しています。
- また、地球温暖化が進んだ場合、夏季に降水量と大雨の日数が増加、河川の洪水や沿岸域における高潮などの水災害の増加、生態系への影響、コメ収量の変化や栽培適地の変化などの食料生産への影響、熱中症などによる死亡リスクの増加など、様々な影響が及ぶと予測しています。
- このように、我が国も、地球規模で発生する地球温暖化やその影響からは免れることができません。

ウ 神奈川県地球温暖化の状況

- 平均気温の上昇
こうした状況は、神奈川県においても同様です。
横浜地方気象台の観測によると、横浜の年平均気温はこの30年間で約1.3℃上昇しており、季節別では冬季の気温上昇が大きく、降雪日数なども減少しています。県内の他の観測地点（海老名、小田原、三浦等）の年平均気温も横浜と同様に上昇傾向にあり、年間の真夏日日数も近年、増加傾向にあることから、地球温暖化の影響が現れているものと考えられます。
また、横浜と小田原の年平均気温を比較すると、横浜の方が0.5℃前後高くなっています。これは、地球温暖化の影響に加え、都市化による地表面被覆の人工化や人工排熱の増加などによるヒートアイランド現象が生じていると考えられます。
- 身近な自然現象
横浜市の27年間（1981年-2007年）にわたる調査（※）によると、同市こども植物園の草木の開花時期は、ソメイヨシノ、モクレンなどの春咲きの花木の開花時期は早くなり、ロウバイなど冬咲きの花木の開花時期は遅くなる傾向にあることが認められています。また、県内でナガサキアゲハなど南方系の生物が増えつつある現象なども報告されています。
地球温暖化に伴う気温の上昇が原因であるとは言い切れないものの、私たちの身近な自然にもこうした現象が現れています。

※「横浜市環境科学研究所報32」より

(3) 地球温暖化への取組み

○ 気候変動に関する国際連合枠組条約と京都議定書

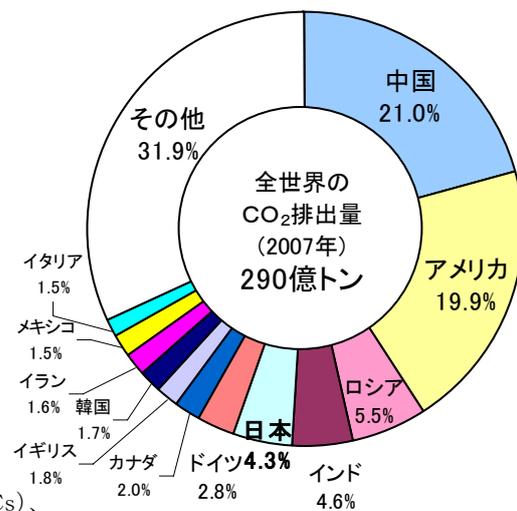
1992年（平成4年）5月、国連で「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下「気候変動枠組条約」といいます。）が採択され、温暖化を防止するための世界各国の協力が始まりました。そして、1997年（平成9年）に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの5年間の第1約束期間として、先進国の温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）に比べて5%以上削減することを義務づける「京都議定書」が採択されました。

表1-1 京都議定書の主な内容

削減目標	先進国全体で1990年比△5%以上 (国別) ・日本△6% ・EU△8% ・米国△7% など ※発展途上国は削減義務なし、米国は最終的に不参加
対象ガス	CO ₂ など6種類の温室効果ガス(※)
期間	2008年～2012年(第1約束期間)
吸収源	森林等の吸収源による効果を算入
京都メカニズム	排出量取引やクリーン開発メカニズム(CDM)などの仕組みを導入

※①二酸化炭素(CO₂)、②メタン(CH₄)、
③一酸化二窒素(N₂O)、④ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、
⑤パーフルオロカーボン類(PFCs)、
⑥六フッ化硫黄(SF₆) (④・⑤:代替フロン類)

図1-2 世界のエネルギー起源CO₂排出量(2007年)



出典: 環境省ウェブサイト

※エネルギー起源CO₂: 化石燃料の燃焼により発生するCO₂

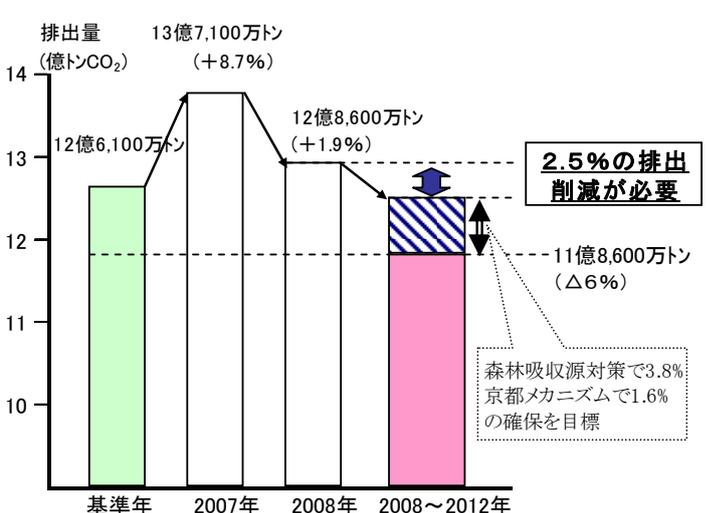
○ 国の取組み

国では、「京都議定書」において約束した「1990年（平成2年）比で6%の削減」の達成のために必要な対策を、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」といいます。）に基づく「京都議定書目標達成計画」（2005年4月策定、計画期間2005年～2012年、2008年3月改訂）で定め、対策を進めています。

表1-2 京都議定書目標達成計画の概要

削減目標	2010年の温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減する。うち、 ・森林吸収源で3.8%分 ・京都メカニズムで1.6%分を見込む
目標達成のための対策	1 排出削減対策 ・自主行動計画の推進 など 2 吸収源対策 ・森林整備の推進 など 3 横断的施策 ・国民運動の展開 など
進行管理	毎年、各対策の進捗状況を厳格に点検

図1-3 全国の温室効果ガス排出量(2008年)



出典: 環境省報道資料

○ 神奈川県の実施

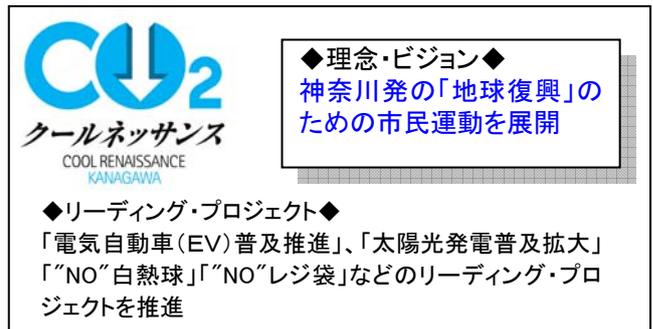
県では、国の削減目標達成に貢献するため、2003年（平成15年）に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定（計画期間：2003年～2015年、2006年に改訂）し、この計画に基づく取組みを進めるとともに、2008年（平成20年）1月には、地球温暖化防止のため地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行い、13のリーディング・プロジェクトに取り組んできました。

さらに、2009年（平成21年）7月には、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、地球温暖化防止に向けた県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について定めました。

表 1-3 地球温暖化対策地域推進計画の概要

計画目標	2010年の県内のCO ₂ 総排出量を、1990年の水準まで削減
重点的に取り組む分野	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入等の事業活動のグリーン化 ・家庭における環境負荷の少ないライフスタイルへの転換 ・地域ぐるみの温暖化対策の推進 ・新エネルギーの導入

図 1-4 クールネッサンス宣言(2008年1月)



(4) 「ポスト京都議定書」に向けて

○ 長期的な削減の必要性

地球温暖化の被害を少なくするためには、長期的に温室効果ガス排出量の削減を継続し、大幅に削減することが必要です。2009年（平成21年）7月にイタリアのラクイラで開催されたサミット（主要国首脳会議）の宣言では、「昨年の洞爺湖において合意した世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を再確認し、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%又はそれ以上、削減するとの目標を支持する」と示されました。

○ また、京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）以降の枠組みについては、現時点ではまだ定められていませんが、2009年（平成21年）12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、「世界全体の気温の上昇が2℃より下にとどまるべきとの科学的見解を認識」としたうえで、「先進国は2020年の削減目標を、途上国は削減行動をそれぞれ記載し、2010年1月31日までに提出する」ことなどを定めた「コペンハーゲン合意」に、締約国会議として留意することが決定されました。

今後、COP16において具体的な枠組みや目標について国際交渉が行われます。

○ 国の削減目標

国はコペンハーゲン合意に基づく付表Iに、わが国の2020年（平成32年）の削減目標について、1990年（平成2年）を基準年として「25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」と記載しています。

また、同様の削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を第174回通常国会に提出しました。

(5) 「神奈川県地球温暖化対策計画」の策定

- こうした中で、県においても国際的な動向や国の方針を踏まえつつ、今後の温室効果ガスの削減目標を掲げて、地域における地球温暖化対策を早期に展開していくことが求められています。
- 「地球温暖化対策地域推進計画」の目標年次は2010年（平成22年）としているため、中長期的な対策を実施していくためには、改めて削減目標等の検討を行う必要があります。また、2009年（平成21年）7月に制定した条例に基づき、知事は「地球温暖化対策計画」を定めることとしたほか、2008年（平成20年）に改正された温対法に基づき、都道府県は新たに区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策等について、計画を策定することが義務づけられました。
- そこで、今般、新たに2020年（平成32年）までの県の温暖化対策の目標と施策の方向性を示し低炭素社会への転換を図るため、「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

【参考 地球温暖化に関する主な動向】

1992年6月	環境と開発のための国連会議（地球サミット） 〔開催地：ブラジル・リオデジャネイロ〕 「気候変動枠組条約」を締約
1997年12月	気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）〔開催地：京都〕 「京都議定書」を採択
2001年11月	気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）〔開催地：モロッコ・マラケシュ〕 京都議定書の運用ルールの具体的な運用細則を定める文書を採択（マラケシュ合意）
2005年2月	京都議定書発効
2007年11月	I P C C 第4次評価報告書公表
12月	気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）〔開催地：インドネシア・バリ島〕 ポスト京都議定書の国際的枠組みに向けた行程表「バリ行動計画」を採択
2008年1月	京都議定書第1約束期間開始（～2012年）
7月	洞爺湖サミット（主要国首脳会議）
2009年7月	ラクイラサミット（主要国首脳会議）
12月	気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）〔開催地：デンマーク・コペンハーゲン〕 2020年の削減目標を2010年1月31日までに記載し提出することなどを定めた「コペンハーゲン合意」に留意することを決定

1. 2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- 本計画は、事業者及び県民の自主的な温暖化対策の促進を図り、エネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促すため、条例第7条に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、知事が定めるものです。

【神奈川県地球温暖化対策推進条例（抜粋）】

第7条 知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下この条において「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の地球温暖化対策の基本方針
 - (2) 県内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標
 - (3) 法第20条の3第3項各号に掲げる事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (※第2項第3号の「法」は、温対法を指します。)

(2) 他法令や他計画との関係

- 温対法第20条の3第3項では、都道府県等に対し区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に係る計画の策定を義務づけています。本計画はこの温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としても位置づけます。
- 一方、県自らの事務及び事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量の削減については、条例第9条に基づき、「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」として知事が定めることとしているため、本計画とは別に策定します。

【神奈川県地球温暖化対策推進条例（抜粋）】

第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画（以下この条において「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」という。）を定めなければならない。

2 事務事業温室効果ガス排出抑制計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針
- (2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
- (3) 前号の目標を達成するための措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

※ 現行の計画等との関係について

- 県では、改正前の温対法に基づき、県の区域全体に係る計画である「地球温暖化対策地域推進計画」（任意策定）並びに県の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関する計画である「地球温暖化防止実行計画」（義務策定）を、それぞれ2003年（平成15年）に策定し、現在、両計画に基づく取組みを進めています。

本計画は、この「地球温暖化対策地域推進計画」に対応するもので、同計画を受け継ぎ、新たに県全体の地球温暖化対策の方向を示すものとなります。

なお、「地球温暖化対策地域推進計画」において定めている、「2010年（平成22年）までに県内のCO₂排出量を1990年（平成2年）の水準まで削減する」という目標については、本計画の中期目標の達成に向けた取組みの過程で、その達成を目指すこととします。

- また、2008年（平成20年）1月の「クールネッサンス宣言」に基づき取り組んできた各リーディング・プロジェクトのうち、継続する事業については、本計画又は事務事業温室効果ガス排出抑制計画の施策体系の中に位置づけ、取り組んでいくこととします。

1. 3 地球温暖化問題の特性

- 地球温暖化の主な要因であるCO₂の排出量の増大は、今日の豊かで便利な生活や経済的合理性を追求し、多くのエネルギーや資源を消費した結果もたらされたもので、ライフスタイルやビジネススタイル、さらに社会の仕組みそのものに起因していると言えます。

また、CO₂は家庭や企業活動、交通などの社会経済活動のあらゆる局面で排出され、県民、事業者、団体、行政などすべての主体が関係するものです。

したがって、この問題の解決に向けては、社会のすべての主体が地球温暖化対策に取り組むことの重要性を認識し、ライフスタイルやビジネススタイルの見直しを通じて、取り組んで行く必要があります。

- さらに、排出されたCO₂は長期間にわたって大気中にとどまり、地球環境に影響を与えることとなります。IPCCの第4次評価報告書では、大気中のCO₂濃度が安定化したとしても、気候システムが平衡状態となるまでの間は、気温の上昇と海面の上昇は続き、その期間は数世紀にも及ぶものとされています。

また、同報告書では、今後20～30年間の削減努力が、より低い安定化濃度の達成に大きな影響を与えるとし、排出削減が遅れると、より大きな影響をもたらす恐れがあることも指摘しています。

したがって、この問題の解決に向けては、より早い時期により大きな排出削減に努め、できるだけ早い時期に温室効果ガスの濃度を減少に転じさせることが必要であるとともに、長期間にわたって取組みを継続していく必要があります。

- 地球温暖化問題では、私たちすべてが「加害者」であると同時に「被害者」であると言われています。しかし、化石燃料の使用により快適で利便性の高い生活を享受しているのは先進国など経済的に豊かな人々である一方、地球温暖化により懸念される自然災害などによって受ける被害の程度は、発展途上国や社会的に弱い立場にある人々に、より大きいと考えられます。

また、地球温暖化問題の影響とその解決に向けた取組みは、長い期間にわたり、今日の私たちの世代よりも、将来の世代に対して、より大きな影響を長期間にわたって与え続けることに留意する必要があります。

したがって、この問題の解決に向けては、私たち一人ひとりがこうした点を認識し、自らの責任として積極的に取り組んでいくことが必要になります。

2 神奈川県の特徴

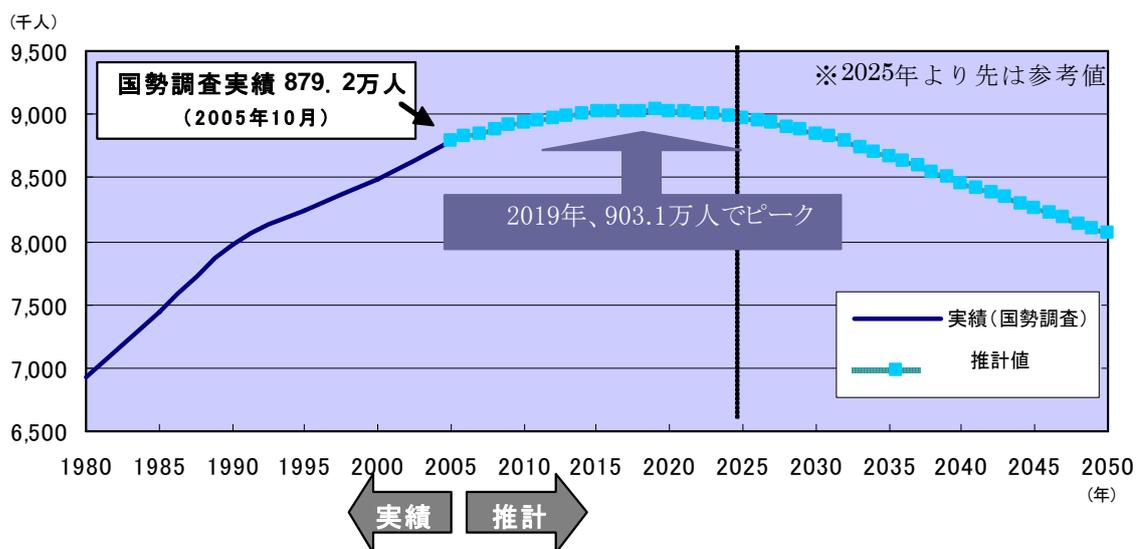
地域における地球温暖化対策を進めるうえでは、県の地域的な特性を踏まえる必要があります。そこで、この項では、温室効果ガスの排出に関連の深い、人口や産業構造などの状況を概観します。

2.1 人口及び世帯数

(1) 人口

- 県内の人口は、2006年（平成18年）には全都道府県で東京都に次ぐ第2位となるなど、増加が続いています。そして、2009年（平成21年）7月には900万人を超え、「京都議定書」の基準年である1990年（平成2年）の約791万人と比べると13.8%の増加となっています。
- また、全国の人口は、既に2005年（平成17年）から減少に転じ、これまでの人口が増加する社会から、人口が減少する社会へと歴史的な転換を経ていますが、県内の人口は当面は増加が続くと予測されています。

図2-1 県の人口推計（中位推計）



- ・ 出生率は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生率をもとに、神奈川の出生率を設定。
- ・ この推計は、純移動（神奈川への転入人口から神奈川からの転出人口を引いたもの）の程度に応じて高位・中位・低位の3つのケースを設定したもののうち、中位のケースを示した。

出典：神奈川力構想・基本構想

(2) 世帯数

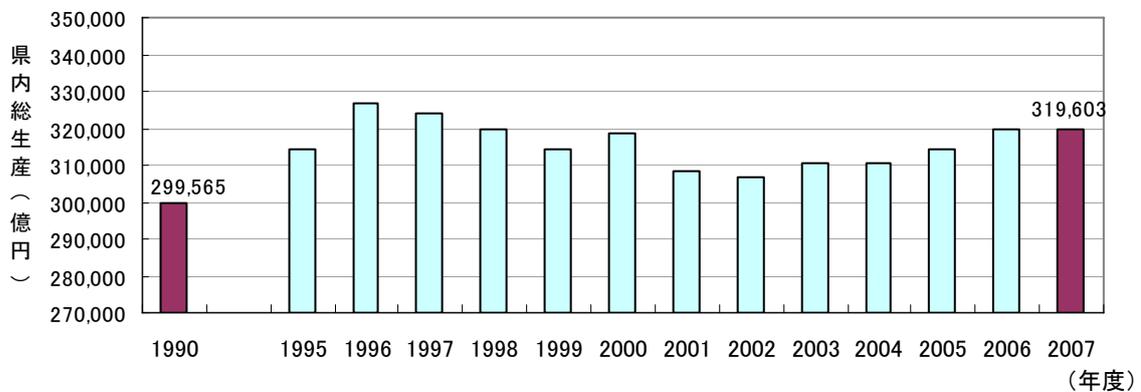
- 2009年（平成21年）7月1日現在、県内の世帯数は約382万世帯となっており、1990年（平成2年）の約278万世帯と比べると37.4%の大幅な増加となっています。また、1世帯当たりの人口は約2.35人と、1990年（平成2年）と比べて約0.5人減少しており、人口の増加と世帯当たり人口の減少が進んだ結果、世帯数の増加につながっていることが分かります。

2. 2 経済活動

(1) 県内総生産額（名目）GDP

- 2007年度（平成19年度）の県内総生産（名目）は31兆9,603億円であり、デンマークやギリシャのGDPに匹敵しています。
また、全国シェアでは国内総生産（名目）の6.2%を占めており、東京都・大阪府・愛知県に次いで全国第4位(※)となっています。
- ※ 県外就業者の県外での所得が多いため、これを加えた「県民総生産」では、東京都に次いで全国第2位となっています。
- 中期的に見れば、1996年度（平成8年度）をピークに減少傾向にありましたが、2004年度（平成16年度）以降は増加傾向となっています。なお、2007年度（平成19年度）は、1990年度（平成2年度）と比べると6.7%増加しています。

図2-2 県内総生産の推移

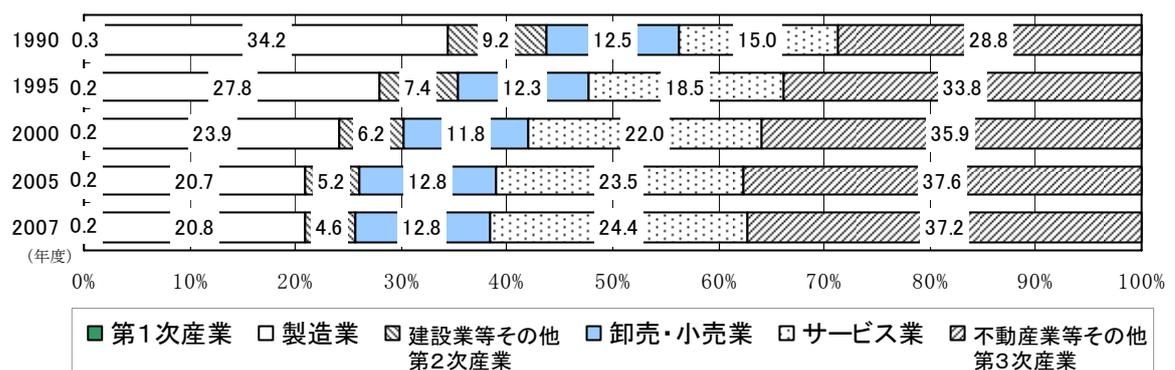


2003年度、2007年度神奈川県県民経済計算より作成

(2) 産業構造

- 県内総生産（名目）に対する業種別シェアでは、製造業は減少傾向にあり、2007年度（平成19年度）は、1990年度（平成2年度）の34.2%と比べると大幅に減少していますが、2005年度以降は横ばい状態となっています。
- 一方、卸売・小売業、サービス業及びその他の第3次産業と合わせたシェアは、1990年度（平成2年度）は56.3%でしたが、2007年度（平成19年度）には74.4%と大幅にシェアを高めており、経済のサービス化が進展していると言えます。

図2-3 県内総生産に対する業種別割合の推移



2003年度、2007年度神奈川県県民経済計算より作成

(3) 製造業事業所数と製造品出荷額等

- 2007年（平成19年）の製造業事業所数（4人以上の事業所）は10,823事業所、製造品出荷額等は約20兆2,000億円であり、1990年（平成2年）の17,822事業所、28兆448億円と比較するとそれぞれ大幅に減少した後、近年は横ばい状態にあります。
- 製造品出荷額等は、全国で愛知県に次いで第2位であり、化学・石油・一般機械器具・輸送用機械器具などの部門で、上位に位置していますが、これらの重化学工業などは京浜臨海部に多く立地しているという特徴があります。
また、製造品出荷額等に占める割合が高い業種は、輸送用機械器具（21.8%）、一般機械器具（14.2%）、化学（10.9%）、石油（8.5%）、食料（6.5%）の順となっており、これら上位5業種で全体の6割以上となっています。
- なお、従業員300人未満の中小事業所は、事業所数で全体の約98%、製造品出荷額等で全体の約40%を占めています。

(4) 業務部門の延床面積等

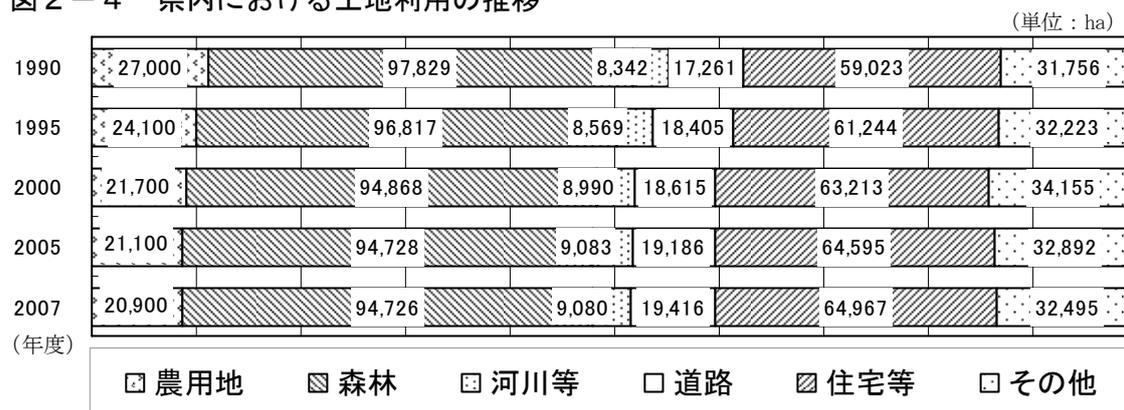
- 2007年（平成19年）のオフィスビルや店舗等の業務床面積は56,781千㎡となっており、1990年（平成2年）の36,531千㎡と比較すると、5割を超える大幅な増加となっています。これは人口や世帯数の増加を背景にサービス産業化の進展などによるものと考えられます。
- 業務部門の分野のうち、小売業を見てみると、事業所数は年々減少傾向となっているものの、売場面積では、2007年（平成19年）は7,370千㎡で、基準年に最も近く統計資料で確認できる1991年（平成3年）の5,402千㎡と比較すると、36.4%と大幅に増加しております。
- また、1事業所当たりの売場面積でも、2007年（平成19年）は134.3㎡で、1991年（平成3年）の75.4㎡と比較すると約2倍の伸びとなっていることから、店舗の大型化が進んでいると言えます。

2. 3 土地利用の状況

- 都市化の進展などに伴い、住宅地や道路といった都市的な土地利用は増加する一方、農用地や森林といった農林業的な土地利用は減少傾向にあります。

都市的な土地利用については、1990年度（平成2年度）の76,284haと比べると、2007年度（平成19年度）は84,383haと10.6%増加していますが、農林業的な土地利用は、1990年度（平成2年度）の124,829haと比べると、2007年度（平成19年度）は115,626haと7.4%減少しています。

図2-4 県内における土地利用の推移



神奈川県土地統計資料集より作成

3 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

地域における地球温暖化対策を進めるうえでは、温室効果ガス排出量の動向を踏まえる必要があるため、この項では県内の温室効果ガス排出量の現状と将来推計を概観します。

3. 1 県内の温室効果ガス排出量の現状

○ 2006年（平成18年）の県内の温室効果ガスの排出量は、7,340万t-CO₂（CO₂換算。以下同じ）であり、基準年(※)と比較すると4.5%増加しています。これは全国の排出量（約13億3,900万t-CO₂）の5.5%を占めています。

※ CO₂・メタン・一酸化二窒素は1990年(平成2年)、その他の温室効果ガスは1995年(平成7年)

○ また、県内の温室効果ガスの97.6%をCO₂が占めており、基準年と比べて10.2%増加しています。

表3-1 県内の温室効果ガス排出量

(単位: 万t-CO₂、%)

	基準年 排出量	2005年		2006年			2007年(速報値)	
		排出量	基準年比 増減率	排出量	構成比	基準年比 増減率	排出量	基準年比 増減率
二酸化炭素(CO ₂)	6,505	7,393	13.7%	7,166	97.6%	10.2%	7,704	18.4%
その他の温室効果ガス	518	177	-65.9%	174	2.4%	-66.4%	153	-70.5%
合計	7,023	7,570	7.8%	7,340	100.0%	4.5%	7,857	11.9%

(参考 全国に占める割合)

(5.6%)

(5.5%)

(5.7%)

表3-2 全国の温室効果ガス排出量

(単位: 百万t-CO₂、%)

	基準年 排出量	2005年		2006年			2007年		2008年(速報値)	
		排出量	基準年比 増減率	排出量	構成比	基準年比 増減率	排出量	基準年比 増減率	排出量	基準年比 増減率
二酸化炭素(CO ₂)	1,144	1,287	12.5%	1,267	94.6%	10.8%	1,301	13.7%	1,216	6.3%
その他の温室効果ガス	117	71	-39.3%	72	5.4%	-38.5%	70	-40.2%	70	-40.2%
合計	1,261	1,358	7.7%	1,339	100.0%	6.2%	1,371	8.7%	1,286	1.9%

出典：環境省報道資料により作成

【コラム】

◆温室効果ガスの排出量推計について◆

温室効果ガスの排出量は、直接に計測することはできません。

そこで、各都道府県では、国のガイドラインなどを参考にして、都道府県別のエネルギー使用量等の統計データなどをもとに、地域内の排出量の推計を行っています。

県でも国のガイドラインを参考に推計を行っておりますが、可能な限り実態を反映できるものとするよう、電気事業者やガス事業者へのヒアリングを行うなど、推計の精度を高めるよう努めています。

◆電気の使用に伴う排出について◆

エネルギーの消費により発生するもののうち、電気に係るCO₂については、発電の際ではなく、使用の際に排出されたものと見なして計算しています。実際には、事業所や各家庭で使用した電気の使用量に、各電力会社のその年の電気1kW当たりのCO₂排出量（電力のCO₂排出係数）を乗じて求めています。

3. 2 県内のCO₂排出量の現状と分析

県の地球温暖化対策を進めるうえでは、CO₂の削減が不可欠であることから、この項ではCO₂の排出量の現状と、部門別の動向について、さらに詳しく分析します。

(1) 県内のCO₂排出量の現状

- 2006年（平成18年）の県内のCO₂排出量は7,166万t-CO₂であり、前年に比べて3.1%減少しました。しかし、基準年と比べると10.2%の増加になります。
- 一方、2007年（平成19年）（速報値）は7,704万t-CO₂であり前年比で7.5%増加していますが、これは原子力発電所の設備利用率低下に伴う電力のCO₂排出係数の悪化による影響が大きく、その影響を除くとここ3年間は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 2008年（平成20年）は景気後退等に伴いCO₂排出量は減少に向かうと見込まれますが、1990年（平成2年）と比べて世帯数や業務部門の延床面積は大幅に増加しているため、こうした現状を踏まえると、「地球温暖化対策地域推進計画」に掲げている「2010年（平成22年）に県内のCO₂排出量を1990年（平成2年）の水準まで削減する」という目標の達成は依然として厳しいものと考えています。
- なお、参考までに、県民1人当たり換算した年間排出量（2006年）は、8.1t-CO₂となっており、全国の9.9t-CO₂と比べて低い数値となっています。

表3-3 県内の部門別CO₂排出量

(単位:万t-CO₂、%)

	基準年 排出量	2005年			2006年			2007年(速報値)		
		排出量	構成比	基準年比 増減率	排出量	構成比	基準年比 増減率	排出量	構成比	基準年比 増減率
エネルギー転換部門	571	611	8.3%	7.1%	607	8.5%	6.4%	624	8.1%	9.4%
産業部門	3,020	3,267	44.2%	8.2%	3,310	46.2%	9.6%	3,511	45.6%	16.3%
家庭部門	871	1,153	15.6%	32.4%	1,068	14.9%	22.7%	1,234	16.0%	41.7%
業務部門	700	978	13.2%	39.8%	886	12.4%	26.7%	1,074	13.9%	53.6%
運輸部門	1,152	1,198	16.2%	4.0%	1,129	15.8%	-2.0%	1,095	14.2%	-4.9%
廃棄物部門	192	186	2.5%	-3.1%	165	2.3%	-13.7%	165	2.1%	-13.7%
合計	6,505	7,393	100.0%	13.7%	7,166	100.0%	10.2%	7,704	100.0%	18.4%
一人当たり(t-CO ₂)	8.2	8.4			8.1			8.7		

※ 端数処理のため、合計値と内訳、本文中の数字が合わない箇所があります。

※ 「県民1人当たり」の排出量は、県内のCO₂排出量の合計値を、県内人口で割って算出しました。

表3-4 各排出部門の温室効果ガスの説明

エネルギー転換部門	電気事業・ガス事業・石油石炭製造業など、エネルギーを最終的に消費する形に転換する際に排出される温室効果ガスです。ただし、電気事業については、使用した者(需用者)が排出したものと見なします。
産業部門	農林水産業などの第1次産業、製造業や建設業などの第2次産業の活動に伴い、排出される温室効果ガスです。
家庭部門	家庭生活における電気やガス等の使用に伴い、排出される温室効果ガスです。ただし、マイカー分は「運輸部門」で計算しています。
業務部門	小売業・サービス業などの第3次産業や、公的機関の活動に伴い、排出される温室効果ガスです。
運輸部門	自動車(マイカーを含む)や、鉄道の運転、船舶の運航等に伴い、排出される温室効果ガスです。
廃棄物部門	廃棄物の焼却、埋立て、下水処理に伴い、排出される温室効果ガスです。

【コラム】

◆原子力発電所の設備利用率の低下の影響について◆

電気の使用に伴うCO₂排出量については、各電力会社の電力のCO₂排出係数から算定しています。したがって、電気の使用量が同じであったとしても、このCO₂排出係数が変化すれば、CO₂の排出量も変化することになります。

県内のCO₂排出量が2007年（平成19年）に大きく増えているのは、電力会社の排出係数の悪化が大きな要因となっていますが、これは原子力発電所（発電時にCO₂を排出しないものとして計算されます）の一部が停止したことに伴い、火力発電所等の発電量が増えたことによる影響です。このため、本計画では主に2006年（平成18年）のCO₂排出量を中心に分析し、対策を検討しています。

(2) 県内の部門別CO₂排出量

- 2006年（平成18年）の県内のCO₂排出量を部門別に見ると、最も大きな排出部門は産業部門（46.2%）であり、次いで運輸部門（15.8%）、家庭部門（14.9%）、業務部門（12.4%）の順となっています。
- 基準年と比べると、業務部門（26.7%増）と家庭部門（22.7%増）の伸び率が高くなっていますが、全国でも同様の傾向が見られます。また、最も大きな排出部門である産業部門は9.6%の増加となっています。
- また、経年の変化で見ると、2003年（平成15年）と2007年（平成19年）に大幅に増加していますが、これは電力のCO₂排出係数の悪化による影響が反映されています。

図3-1 県内の部門別CO₂排出量(2006年)

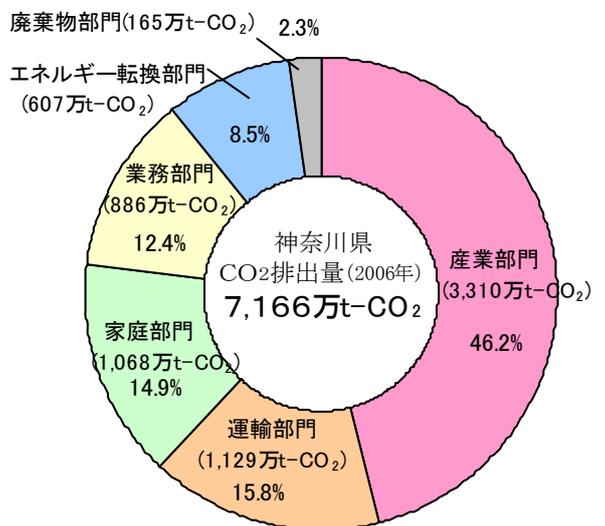
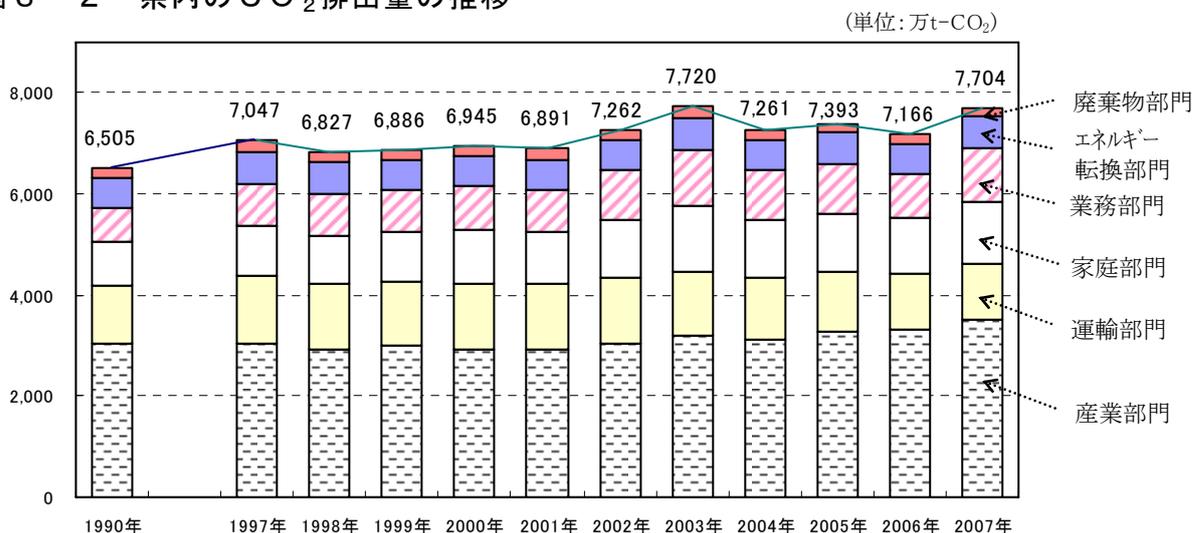


図3-2 県内のCO₂排出量の推移



ア 産業部門

- 2006年（平成18年）では、県内のCO₂排出量の46.2%を占める最大の排出部門であり、そのうち約98%が製造業からの排出です。
- 近年は、3年連続で増加傾向を示しています。また、2006年（平成18年）は、1990年（平成2年）と比べて9.6%増加しています。
これは、都市ガスや石油、石炭の使用量が伸びたことによるものです。
- 全国では、基準年と比べて5.0%減少（2006年）している一方、県内は増加しています。これは全国では製造業・非製造業がともに減少し、特に農林水産業の減少が大きく影響しているのに対し、県内では非製造業は減少していますが、全国に比べその占める割合が低いことや、製造業の排出量が増加していることなどによるものと考えられます。
- なお、「石油等消費動態統計年報（2008）」によると、2008年（平成20年）の県内の製造業のエネルギー消費量は、2007年（平成19年）と比べて減少していることから、CO₂排出量も減少に転じると見込まれます。

イ 業務部門

- 2006年（平成18年）では、県内のCO₂排出量の12.4%を占めています。
- 2006年（平成18年）は、基準年と比べると26.7%増加しており、近年の増加傾向が顕著になっています。これはサービス産業化の進展などに伴い、オフィスビルや店舗などの業務部門の延床面積が大幅に増加したことや、オフィスにおけるOA化の進展、ビジネススタイルなどの多様化や営業時間の長時間化などにより、電力等のエネルギー消費量が大きく増加したことが主な要因と考えられます。また、エネルギー消費の中では、電力の占める割合が高くなっています。
- 全国では、基準年と比べて41.1%増（2006年）と、県内の増加率を上回る増加率となっています。

ウ 家庭部門

- 2006年（平成18年）では、県内のCO₂排出量の14.9%を占める第3位の排出部門となっています。（2007年の速報値では、運輸部門を抜いて第2位となっています。）
- 2006年（平成18年）は、基準年と比べると22.7%増加しており、業務部門と並んで、近年の増加傾向が顕著になっています。これは人口及び世帯数の伸びが主な要因であり、家電製品の保有台数の増加や高機能化などの影響もあると考えられます。また、エネルギー消費の中では、電力の占める割合が高くなっています。
- 全国では、基準年と比べて30.2%増（2006年）と、県内の増加率を上回る増加率となっています。

【コラム】

◆家庭部門の用途別のエネルギー消費量（2006年）◆

家庭の中で、CO₂はどのようなところから排出されているのでしょうか。

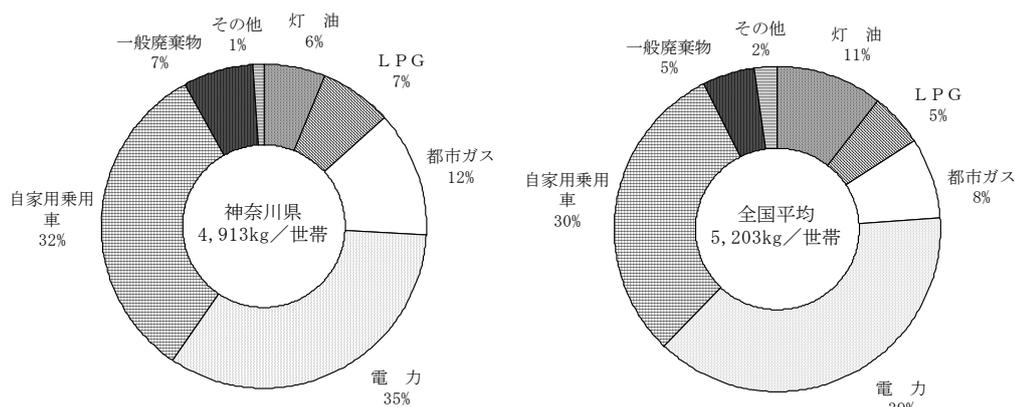
エネルギー起源CO₂は、電気・ガス・石油などのエネルギー消費により発生します。家庭での用途別に、このエネルギー消費量を調べてみると、家電や照明などに利用するものが約34%、給湯用が約31%、冷暖房用が約27%、残りが約8%となっています。

◆一世帯当たりの排出量の試算（2006年）◆

前頁の排出量や、上のエネルギー消費量のような、統計上の家庭部門には、自家用車からの排出（運輸部門で算定）や家庭の廃棄物からの排出（廃棄物部門で算定）などは除かれています。

そこで、それらを含めた「一世帯あたり」の排出量を環境省の手法にならって推計し、家庭部門の排出量に加えて試算すると、一世帯当たりのCO₂排出量は年間約5t-CO₂程度となり、全国平均よりやや少なくなっています。

（用途別エネルギー消費量は『エネルギー・経済統計要覧（2009年版）』から、CO₂排出量は本県の温室効果ガス排出量推計及び『日本の温室効果ガス排出量データ（温室効果ガスインベントリオフィス）』からそれぞれ引用）

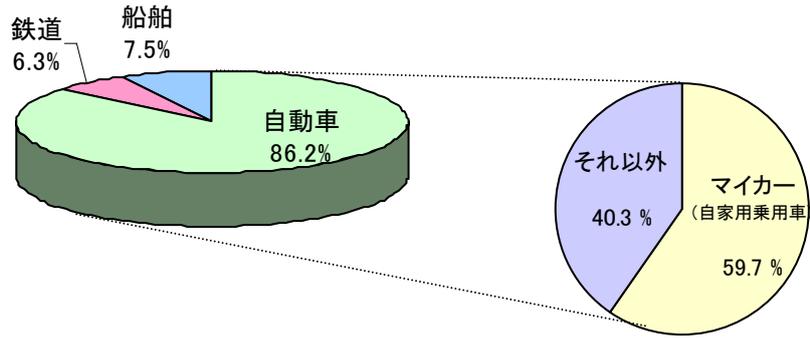


エ 運輸部門

- 2006年（平成18年）では、県内のCO₂排出量の15.8%を占める第2位の排出部門となっています。（2007年の速報値では、第3位となっています。）
- 2006年（平成18年）は、基準年と比べると2.0%減少しており、近年は減少が続いています。これは世帯数の増加等に伴い県内の自動車保有台数は増加を続けているものの、県内に登録されている自動車の車両走行距離の減少や船舶輸送量の減少によるものと考えられます。
- また、運輸部門の排出量のうち、自動車によるものは86.2%で、そのうち59.7%（運輸部門全体の約5割）がマイカー（※）であると推計しています。

※ 自家用乗用車として登録されている車両が、すべてマイカーであると仮定した場合。

図3-3 運輸部門の排出状況



- 全国では、基準年と比べて 16.5%増加 (2006年) していますが、近年は減少傾向が続いています。

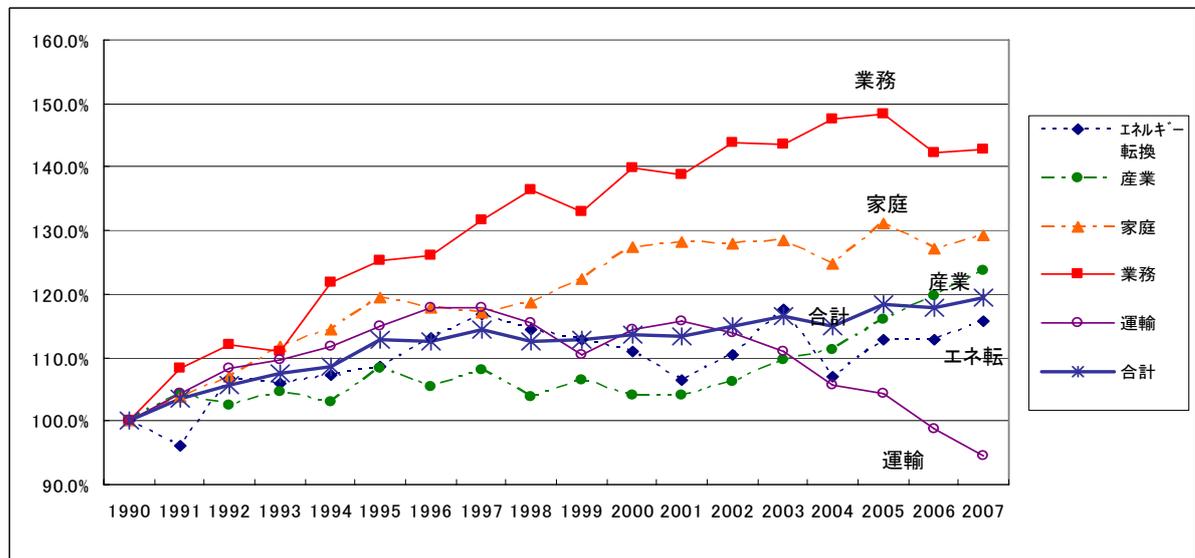
オ 廃棄物部門

- 2006年 (平成18年) では、県内のCO₂排出量の2.3%を占めています。
- 2006年 (平成18年) は、基準年と比べると 13.7%減少しており、近年も減少が続いています。これは一般廃棄物・産業廃棄物の焼却量等の減少が寄与していると考えられます。
- 全国では、基準年と比べてやや増加していますが、近年は横ばいで推移しています。

【参考】 (エネルギー消費量の推移)

- 県内の各部門ごとのエネルギー消費量 (電気・ガス・石油などの消費量) の推移は、図3-4のとおりです。CO₂排出量は、電力のCO₂排出係数などの影響を受けますが、エネルギー消費量はこうした影響を受けないため、両者の傾向は若干異なることとなります。

図3-4 県内の部門別エネルギー消費量の推移 (基準年比) (基準年=100%)



3. 3 県内の温室効果ガス排出量の将来推計

この項では、将来予測される人口や経済状況をもとに、2020年（平成32年）までの県内の温室効果ガスの排出量がどのように推移するか、推計を行いました。

(1) 将来推計の方法

○ 追加的な対策が講じられず、現状のまま推移すると仮定した場合（BAU：Business as Usual）の温室効果ガスの排出量を推計しています。

ア 産業・業務・家庭・運輸部門のエネルギー起源CO₂

産業・業務・家庭・運輸の主要4部門のCO₂排出量（化石燃料の燃焼により発生するCO₂）は、マクロ経済モデル・エネルギーモデル「エコノメイト神奈川県モデル」(*)を用いて予測した将来のエネルギー消費量をもとに推計しています。

表3-5 主要4部門の将来推計（2020年）に係る主な指標の概要

主な指標	推計の概要
人口	・全国の人口は2005年をピークに減少となる一方、県内の人口は2020年までは微増が続くと見込んでいます。
経済成長率	・全国では、2010年頃まではマイナス成長（年率△1.4%）が続くものの、その後回復に転じ、年率1.6%の成長が持続すると見込んでいます。 ・県内も同様に、2010年頃まではマイナス成長（年率△1.8%）が続くもののその後回復に転じ、年率1.8%の成長が持続すると見込んでいます。
産業構造	・県内では、生産額全体に対する重工業のシェアが低下する一方、サービス産業のシェアが増加し、サービス産業化が一層進展すると見込んでいます。 ・特に、電子・通信機械や、先端サービス産業（金融・保険など）の伸び率が高くなると見込んでいます。
業務床面積	・人口増やサービス産業化の進展に伴って、引き続き業務部門の延床面積の伸びが顕著であると見込んでいます。
乗用車保有台数	・乗用車保有台数は、世帯数の伸びの鈍化などに伴い、やや減少すると見込んでいます。

イ その他の温室効果ガス

エネルギー転換部門及び廃棄物部門のCO₂排出量並びにその他の温室効果ガス排出量については、それぞれ次のとおり推計しています。

部門等	推計の概要
エネルギー転換部門	・国の「長期エネルギー需給見通し（再計算）」（2009年8月）において示された増加率と同じと見込んでいます。
廃棄物部門	・直近の傾向から、一般廃棄物・産業廃棄物ともに焼却量が減少すると見込んでいます。
その他の温室効果ガス	・国の「長期エネルギー需給見通し（再計算）」（2009年8月）において示された増加率と同じと見込んでいます。（代替フロン類を含む機器・設備等の廃棄が本格化するため、排出量も増加すると見込んでいます。）

※ 「エコノメイト神奈川県モデル」とは、県のGDPを構成する消費、投資を中心に、経済の循環をマクロ的に捉えるモデルで、マクロモデル／産業連関表／エネルギー・モデルからなります。このモデルに、全国のGDP、公共投資、金利、県内の人口などの推計値を入れて、県内の経済指標の推計値を求め、エネルギー消費量を予測しています。

また、このマクロ経済モデルを用いた手法は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（環境省）においても、将来推計の具体的な手法として示されているものです。

なお、将来推計において使用している「サービス産業」の用語は、日本標準産業分類による「サービス業」を含む「第3次産業」と同義で使用しています。

(2) 推計結果

○ 現状のまま推移すると仮定した場合（BAU）の、今後の県内の温室効果ガス排出量は、2008年度（平成20年度）後半からの世界的な景気後退の影響によるエネルギー消費量の減少などにより、当面は減少しますが、その後は景気回復に伴い、2020年（平成32年）に向けて再び増加に転じると見込まれます。

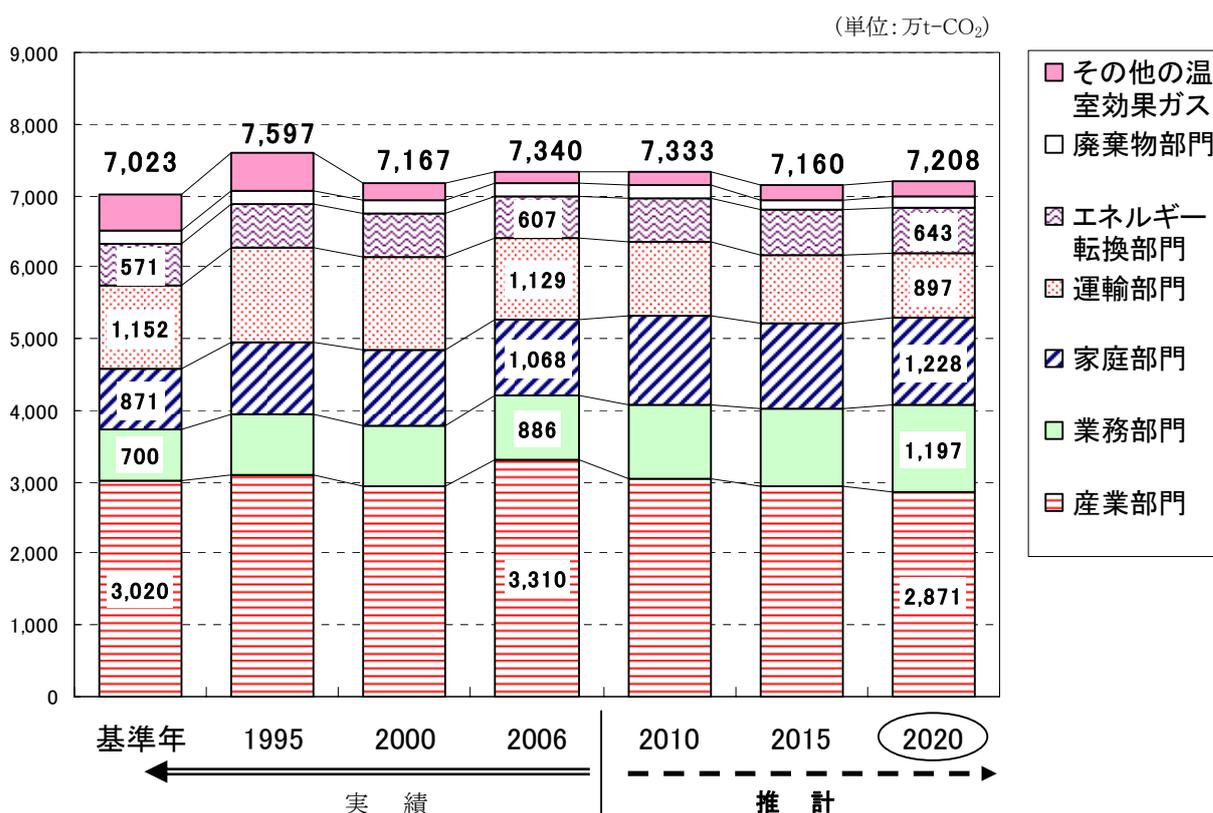
○ 主要な部門別にみると、産業部門と運輸部門が減少すると見込まれる一方、業務部門と家庭部門は人口の増加などを背景として、引き続き増加すると見込まれます。

また、基準年との比較では、業務部門（+71.0%）や家庭部門（+41.0%）が大幅に増加する一方、産業部門はやや減少（▲4.9%）、運輸部門は大幅に減少（▲22.1%）すると見込まれます。

○ 2020年（平成32年）の排出量は7,208万t-CO₂と推計しており、これは2008年度（平成20年度）後半からの景気後退が大きく影響し、2006年（平成18年）と比べて減少すると見込んでいますが、基準年と比べると2.6%の増加となっています。したがって、中長期的に大幅な削減を達成するためには、引き続き各部門における削減対策を、より一層強化し、エネルギー消費量を明確に減少に転じさせていく必要（※）があります。

※ 現在、我が国は「100年に1度」とも言われる未曾有の景気後退に直面しており、景気後退からの回復時期や、どのようなペースで回復していくかといった点を、正確に見込むことは極めて困難であり、予測には不確実性が伴います。

図3-5 県内の温室効果ガス排出量の将来推計(BAU値)



3. 4 県内の森林吸収量の現状

- 県内の森林面積は約9万5千haで県土面積の39%を占めていますが、全国の森林面積に占める割合は0.4%に過ぎません。
- 京都議定書では適正な森林経営(※)が行われている森林のCO₂吸収量のみ算入することができることとされ、その定義に基づき国が計算したところによると、2006年(平成18年)における県内の森林のCO₂吸収量は13万t-CO₂であり、県内の温室効果ガス排出量(2006年)7,340万t-CO₂の0.2%となっています。

※ 京都議定書では、森林によるCO₂吸収を促進する手法として「新規植林」「再植林」「森林経営」の3つの手法が示されており、そのうち森林経営については、さらに次のような考え方が、林野庁及び環境省から示されています。

- ・ 1990年(平成2年)以降、適切な森林施業(植栽、下刈、除伐・間伐等の行為)が行われていること。(育成林)
- ・ 法令等に基づき、伐採・転用規制等の保護、保全措置がとられていること。(天然林)

4 地球温暖化対策の方向性

県では「2010年（平成22年）の県内のCO₂総排出量を1990年（平成2年）の水準まで削減する」という目標を掲げ、これまでも様々な地球温暖化対策を進めてきました。

しかし、県内のCO₂排出量は、2006年（平成18年）では、基準年と比べて10.2%増加しており、地球温暖化対策をより一層強化することが必要です。

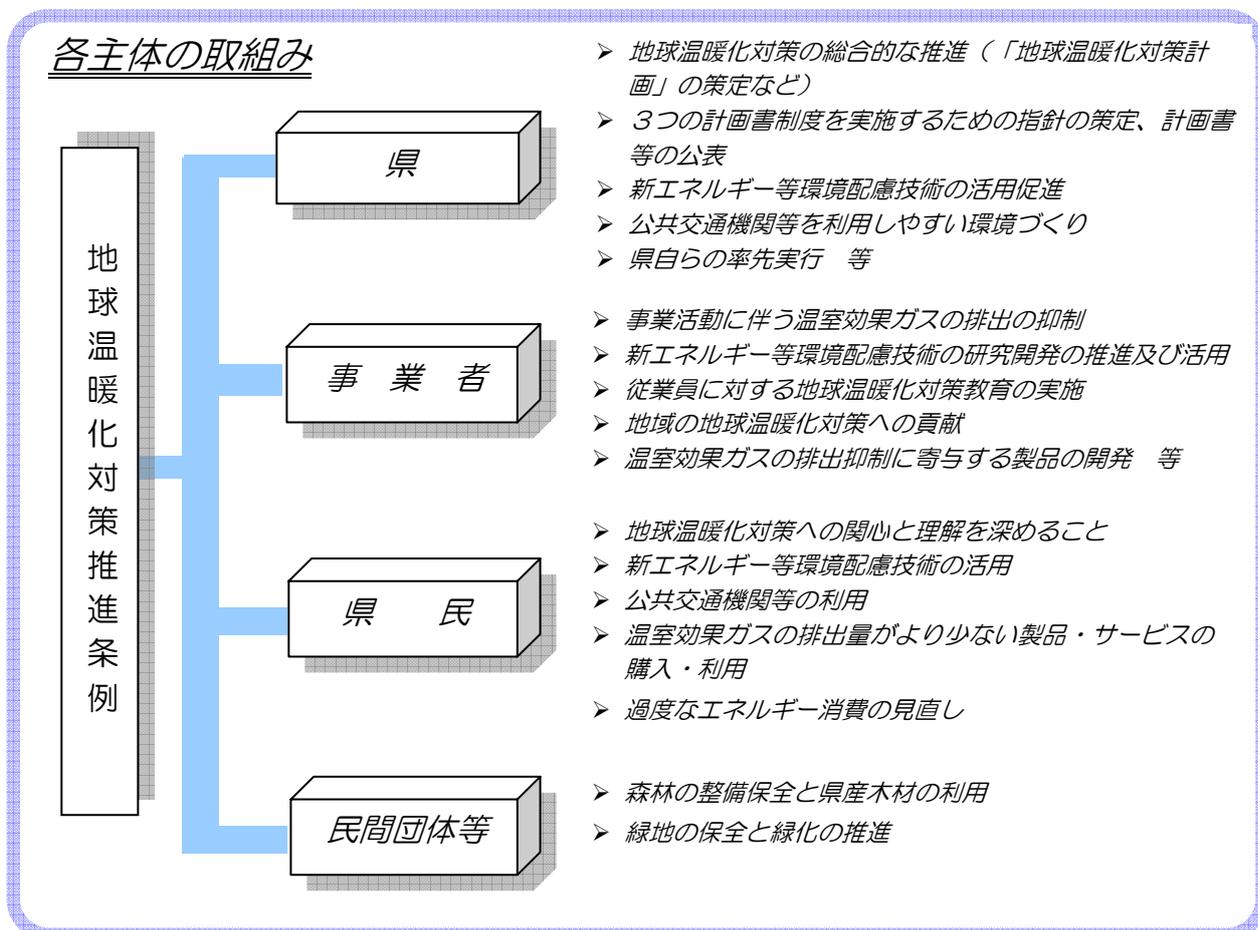
そこで、県では2009年（平成21年）7月に条例を制定し、地球温暖化防止に向けた県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する取組みの推進について定めています。

この項では、条例の内容に即し、地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針や、取り組むべき方向性を示します。

4. 1 地球温暖化対策の基本方針

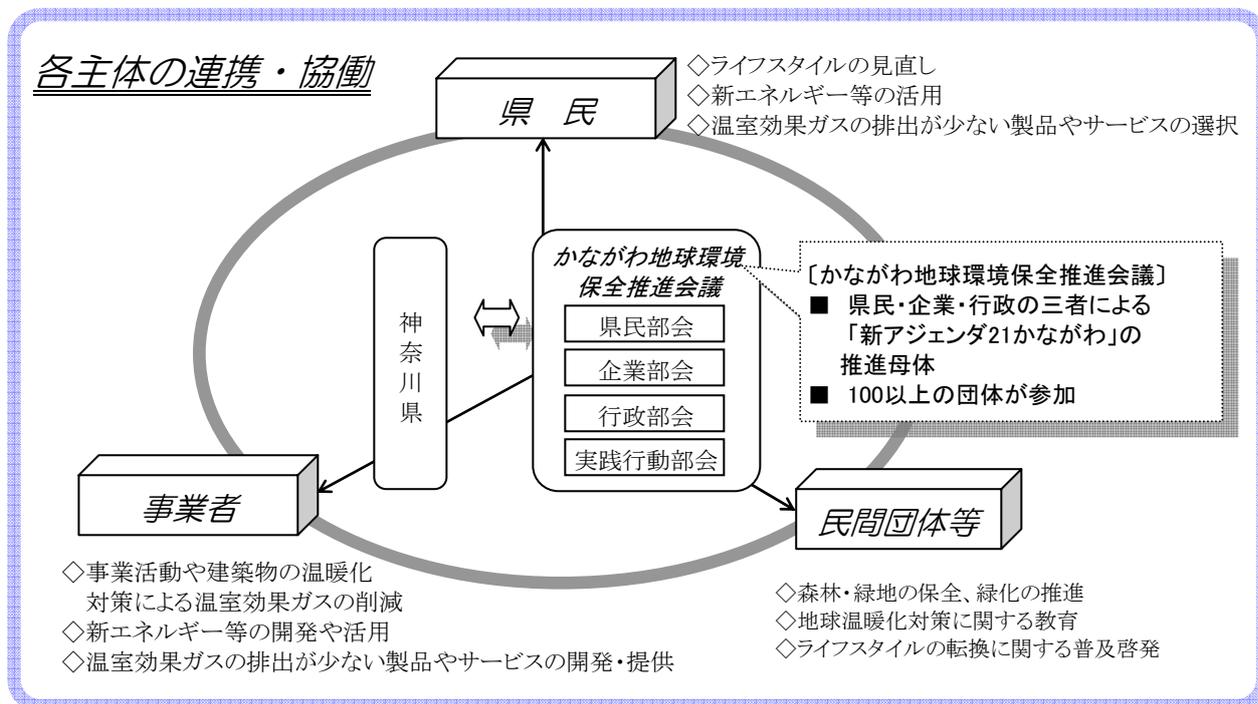
(1) すべての主体による取組みを推進

- 地球温暖化問題はあらゆる主体・分野に及ぶ課題であるため、事業者や県民などの各主体に対して、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組みを促します。
- また、私たち一人ひとりが「今、できること」から取り組むことで、一人ひとりの行動が、社会全体の地球温暖化防止の取組みへと広がっていくことを目指します。



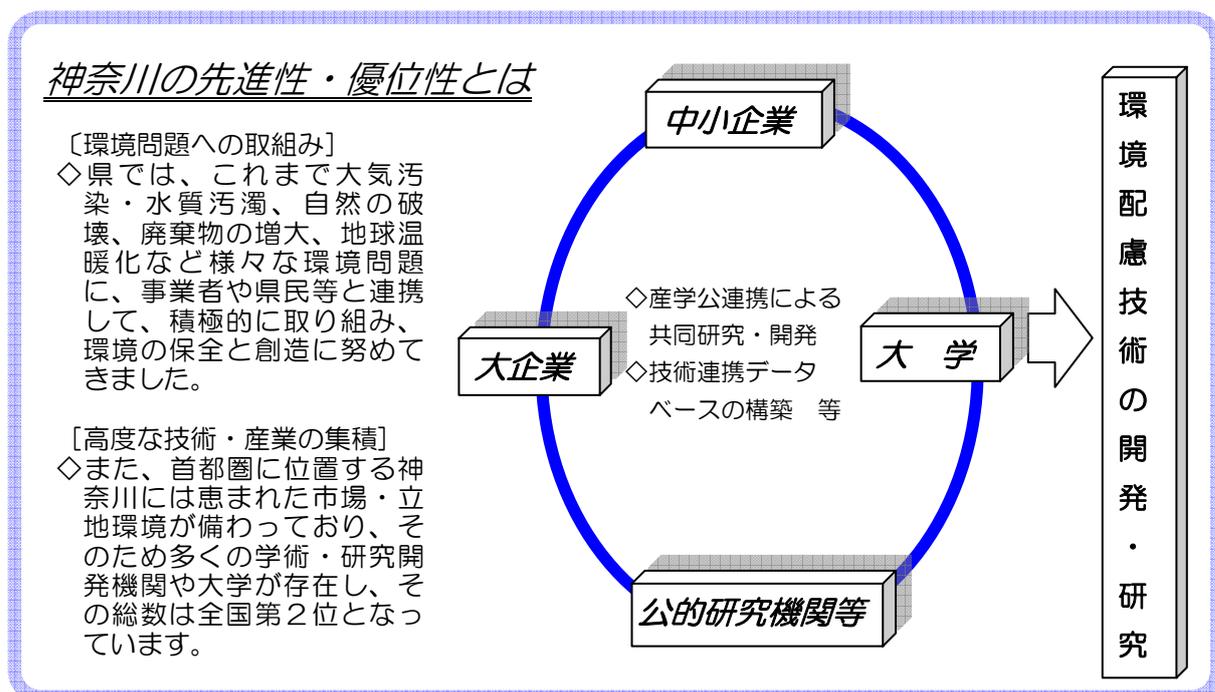
(2) 各主体相互の連携・協働を促進

- 事業者や県民などそれぞれの主体ごとの取組みを進めるとともに、各主体が相互に連携し、協働して温暖化対策に取り組めます。



(3) 神奈川の先進性・優位性の活用

- 神奈川にはこれまで環境問題に積極的に取り組んできた経験と、これを支えた人材、高度な技術を有する産業の集積があります。こうした神奈川の有する先進性・優位性を活用して環境配慮技術の開発・普及を促進し、地球温暖化防止への貢献を目指します。



4. 2 神奈川県地球温暖化対策推進条例の主な内容

(1) 目的（第1条）

- 化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から、地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的としています。

(2) 事業活動に関する地球温暖化対策（第10条～第17条）

- 事業活動温暖化対策計画書制度
一定規模以上の大規模事業者に対し、事業活動に伴う温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を導入します。
- 中小規模事業者に対する温暖化対策の取組支援
温暖化対策に関する情報や人材が十分ではない中小規模事業者に対し、県が情報提供を積極的に行い、事業活動温暖化対策計画書（任意）に基づく温暖化対策の推進を支援します。

(3) 建築物に関する地球温暖化対策（第18条～第32条）

- 建築物温暖化対策計画書制度
一定規模以上の大規模な建築物を新築又は増改築する建築主に対し、建築物の地球温暖化対策の措置及びその評価等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する制度を導入します。また、建築主に対しては、販売や賃貸をする際の広告への建築物環境性能表示も義務づけます。

(4) 開発事業に関する地球温暖化対策（第33条～第39条）

- 特定開発事業温暖化対策計画書制度
一定規模以上の開発事業で、かつ、一定規模以上の建築物の新築を伴う事業を実施する事業者に対し、温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容や、新エネルギー等の活用に係る検討結果等を記載した計画書の提出を義務づけ、県が公表する制度を導入します。

(5) 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進（第40条、第41条）

- 県、事業者及び試験研究機関は、連携・協働して、新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び普及に努めます。
- 事業者や県民は、新エネルギー等環境配慮技術の活用に努めます。
- 県は、市町村や事業者等と連携・協働して、新エネルギー等環境配慮技術の活用を促進するための施策を講じるよう努めます。

(6) 森林等の整備・保全等（第42条）

- 県、森林所有者及び民間団体等は、連携・協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内産の木材などの利用の推進に努めます。
- 県や民間団体等は、連携及び協働して、緑地保全や緑化推進に努めます。

(7) 交通に関する地球温暖化対策（第43条～第45条）

- 事業者や県民は、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用の抑制に努めます。また、大規模集客施設の管理者やイベントの主催者は、公共交通機関等の利用や徒歩による来場を促進するための措置を講じるよう努めます。
- 自動車メーカー、ディーラー、レンタカー事業者等は、温室効果ガスの排出がより少ない自動車の製造・販売・提供に努め、企業や県民はそうした自動車の購入や使用に努めます。
- 県や駐車場管理者などは、電気自動車など温室効果ガスの排出がより少ない自動車の普及や利用しやすい環境の整備に努めます。

(8) 日常生活等における地球温暖化対策（第46条、第47条）

- 事業者は温室効果ガスの排出がより少ない製品や排出抑制に寄与する製品の開発に努め、製品・サービスの販売・提供に当たり、温室効果ガスの排出がより少ない方法での販売等に努めます。
- 事業者や県民は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品やサービスの購入や利用に努めます。
- 県は、市町村、民間団体等及び地球温暖化防止活動推進員と連携・協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの排出を抑制するための取組みを推進します。
- 事業者や県民は、事業活動又は日常生活における機械器具の使用に当たって、エネルギーの使用が過度にわたることがないように、その見直しに努めます。

(9) 教育及び学習の振興（第48条）

- 県は、教育機関や事業者等と連携・協働して、県民に対する温暖化対策に関する教育・学習の振興や、指導者の育成に努めます。
- 県は、教育機関や事業者、民間団体等と連携・協働して、温暖化に関する専門的な人材の育成に努めます。

4. 3 神奈川県地球温暖化対策推進条例に規定している各主体ごとの役割

主 体	役 割
県	<p>県は、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、実施します。また、地球温暖化対策に関する施策について、市町村、事業者、県民、民間団体等と連携・協働して実施するよう努めます。</p> <p><主な役割></p> <p>1 地球温暖化対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策に関する施策の総合的な推進を図るため「地球温暖化対策計画」を策定 ○ 県の施策と事業の企画・実施に当たり、地球温暖化の防止について配慮 <p>2 事業者や県民等の取組みを促進する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3つの計画書制度を実施するための指針の策定、事業者から提出された計画書等の公表、事業者への指導・助言、中小規模事業者への支援など ○ 他の者の温室効果ガス削減に役立つ事業の登録制度 ○ 地球温暖化の推進に功績のあったものの顕彰 ○ 優れた省エネルギー性能を備えた住宅、又は新エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るための措置 ○ 新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進を図るための措置 ○ 公共交通機関等を利用しやすい環境づくり ○ 事業活動や日常生活での温室効果ガス排出抑制の取組みの推進 ○ 地球温暖化対策に関する教育・学習の振興、専門的な知識を持った人材の育成 ○ 国や他の自治体との連携による地球温暖化対策 <p>3 他の主体と共に推進する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の推進と成果の普及 ○ 森林の整備・保全と県産木材の利用 ○ 緑地の保全と緑化の推進 ○ 電気自動車等の温室効果ガスの排出が少ない自動車等を利用しやすい環境づくり <p>4 県自らの率先実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県が自ら行う事務・事業からの温室効果ガスの排出を抑制するため「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定 ○ 県有施設における温室効果ガスの排出抑制及び新エネルギーの活用 ○ 温室効果ガス排出量がより少ない自動車を使用
事業者	<p>事業者は、事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組むよう努めます。また、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者は、地域の地球温暖化対策の推進に貢献するよう努めます。</p> <p><主な役割></p> <p>1 一般の事業者が実施に努める対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の推進と成果の普及 ○ 新エネルギー等環境配慮技術の活用（太陽光発電や省エネ型機器の導入など） ○ 森林の整備・保全と県産木材の利用 ○ 緑地の保全と緑化の推進

主 体	役 割
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関等の利用（自動車の使用をできるかぎり控え、電車・バス・自転車・徒歩などで移動） ○ 温室効果ガスの排出量がより少ない製品・サービスや、排出量がより少ない方法で提供される製品・サービスの購入・利用 ○ 機器の利用に関わる過度なエネルギー消費の見直し ○ 事業活動で自動車を運転する者へのエコドライブ指導 ○ 従業員に対する地球温暖化対策教育の実施 <p>2 特定の事業者等が実施に努める対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者、一定規模以上の建築物の新築・増築・改築を行う建築主、一定規模以上の開発事業を行う事業者：温室効果ガスの排出削減のための計画書等を作成し、県へ提出 ○ 大規模集客施設の管理者・大規模イベント主催者：公共交通機関等を利用した来場を促進するための措置を実施 ○ 自動車製造事業者等：温室効果ガスの排出がより少ない自動車の製造・販売・提供 ○ 駐車場管理者等：電気自動車等の温室効果ガスの排出が少ない自動車等を利用しやすい環境づくり ○ 製品を製造する事業者：温室効果ガスの排出がより少ない製品や排出抑制に寄与する製品の開発 ○ 製品・サービスを販売・提供する事業者：温室効果ガスの排出がより少ない方法での販売等
県民	<p>県民は、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むよう努めます。</p> <p><主な役割></p> <p>1 一般の県民が実施に努める対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新エネルギー等環境配慮技術の活用（太陽光発電や省エネ型機器の導入など） ○ 森林の整備・保全と県産木材の利用 ○ 緑地の保全と緑化の推進 ○ 公共交通機関等の利用（自動車の使用をできるかぎり控え、電車・バス・自転車・徒歩などで移動） ○ 温室効果ガスの排出量がより少ない製品・サービスや、排出量がより少ない方法で提供される製品・サービスの購入・利用 ○ 機器の利用に関わる過度なエネルギー消費の見直し <p>2 特定の県民等が実施に努める対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車等を運転する者：エコドライブの実施と自動車等の適正な整備の実施 ○ 自動車等を購入・使用する者：温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の購入・使用
民間団体等	<p><主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の整備・保全と県産木材の利用 ○ 緑地の保全と緑化の推進

5 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減に取り組んでいくためには、具体的な削減目標を掲げ、その目標を広く市町村・県民・事業者等と共有して、取り組んでいく必要があります。

この項では、「ポスト京都議定書」を巡る国際的な動向や国の方針等を踏まえながら、県の削減目標の設定に関する考え方を整理し、数値目標を示します。

5. 1 対象とする温室効果ガス

- 京都議定書において、削減の対象となっている温室効果ガスはCO₂、メタンなどの6種類のガスであり、「ポスト京都議定書」の国際的な枠組みについても、これら6種類のガスを対象とした議論が進んでいることから、本計画でも同じ6種類のガスを削減目標の対象とします。

表5-1 6種類の温室効果ガス、地球温暖化係数(※)と特徴

名 称	地球温暖化係数	特 徴
二酸化炭素(CO ₂)	1	主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼により発生します。最も多く排出されている温室効果ガスです。
メタン(CH ₄)	21	水田や廃棄物最終処分場などでの、有機物の発酵などから発生します。
一酸化二窒素(N ₂ O)	310	化学製品の製造過程や燃料の燃焼により発生します。麻酔ガスなどとしても用いられています。
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,300 (HFC-134a)	代替フロン類として、冷凍・冷蔵機器の冷媒や、断熱材の発泡剤等に使用されています。
パーフルオロカーボン類(PFCs)	6,500 (PFC-14)	代替フロン類として、主に半導体の製造工程(洗浄剤)で使用されています。
六フッ化硫黄(SF ₆)	23,900	半導体の製造工程や電気絶縁ガスとして使用されています。

※ 各ガスの地球温暖化をもたらす程度を、CO₂の効果と比較して表した数値です。

ここでは「京都議定書目標達成計画」で示されている係数を記載しています。

5. 2 目標年次及び計画期間

削減目標を設定し、温室効果ガスの削減対策を検討するうえでは、目標を設定する年次が重要となります。この項では、短期、中期、長期の削減目標について、それぞれ必要性や有効性等を検討した結果を示します。

また、本計画の計画期間は、2010年度（平成22年度）から中期目標を設定した2020年度（平成32年度）までとします。

(1) 短期目標(2010～2015年頃)

- 「地球温暖化対策地域推進計画」は2010年（平成22年）を目標年次としていることや、中期目標を2020年（平成32年）とすることを踏まえると、短期目標を設定する必要性は低いと考えられますので、新たに短期目標は設定しないこととします。

(2) 中期目標(2020～2030年頃)

- 「コペンハーゲン合意」に基づき、国は2020年（平成32年）の削減目標として、1990年（平成2年）比で「25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」という中期目標を国連に提出しました。また、同様の削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を第174回通常国会に提出しました。
- したがって、本計画における削減目標としても、2020年（平成32年）を目標年次とする中期目標を設定し、その達成に向けて具体的な対策を検討します。
- また、中期目標の達成に向けた中間年である2015年（平成27年）をチェックポイントとして位置づけ、進捗状況のレビューを行います。

(3) 長期目標(2050年頃)

- 温室効果ガスの濃度を安定させるためには、長期的には大幅な削減が必要とされています。2009年（平成21年）7月にイタリアのラクイラで開催されたサミット（主要国首脳会議）では、工業化以前からの世界平均気温の上昇を2℃以内とするべきという科学的な知見に基づき、「先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%又はそれ以上、削減するとの目標を支持する」との声明が出されました。
- また、国は2050年（平成62年）の削減目標を1990年（平成2年）比で80%削減することを盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を第174回通常国会に提出しました。
- しかし、2050年（平成62年）までを見通した具体的な対策のあり方等を地域において検討することは困難であることから、長期目標は設定せず、国の新たな長期目標を「長期的に目指すべき方向性」として位置づけます。

5. 3 削減目標（中期目標）について

(1) 検討の視点

○ 地球温暖化問題に係る科学的な知見・国際動向

I P C C の第 4 次評価報告書には、産業革命前からの気温上昇を最低限（2.0℃～2.4℃の上昇）に抑えるためには、先進国は2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）と比較して、温室効果ガスの排出量を25%～40%削減する必要があるとのシナリオが盛り込まれています。

また、2050年（平成62年）までには先進国は80%以上の抜本的な削減を実現しなければならないとされており、こうした科学的な知見を踏まえて目標を検討する必要があります。

○ 国の中期目標

国は、2010年（平成22年）1月に「コペンハーゲン合意」に基づき、1990年（平成2年）を基準年として「25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」という中期目標を、国連に提出しました。この目標は今後、C O P 16における国際交渉などを経て、国際的な削減義務を負うものとして、正式に決定するものと考えられます。

また、同様の削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を第174回通常国会に提出しました。

県としても、こうした国の目標の達成に地域から貢献する必要があります。

○ 県内の地域特性等

県内の地域特性や温室効果ガスの排出状況、将来の推計結果や今後の削減可能性（※）などを踏まえて、目標を検討する必要があります。

○ 目標の位置づけ

県が条例により実現を目指している「地球環境への負荷が少ない低炭素社会」への転換は、県の取組みだけでは到底実現することはできません。県民・事業者・N P O や国・市町村など、県以外の様々な主体との連携、協働を通じた取組みが必要となります。

また、それぞれの立場・責任に応じた主体的な行動を促すためには、温暖化対策を進めるうえでの具体的な目標を共有していくことが望ましいと考えます。

したがって、この目標は、すべての主体の自主的な取組みを促し、すべての主体が温室効果ガスの削減に向けて目指すべき目標として設定します。

※ 県内の地域特性や温室効果ガスの排出状況、将来の推計結果や今後の削減可能性について

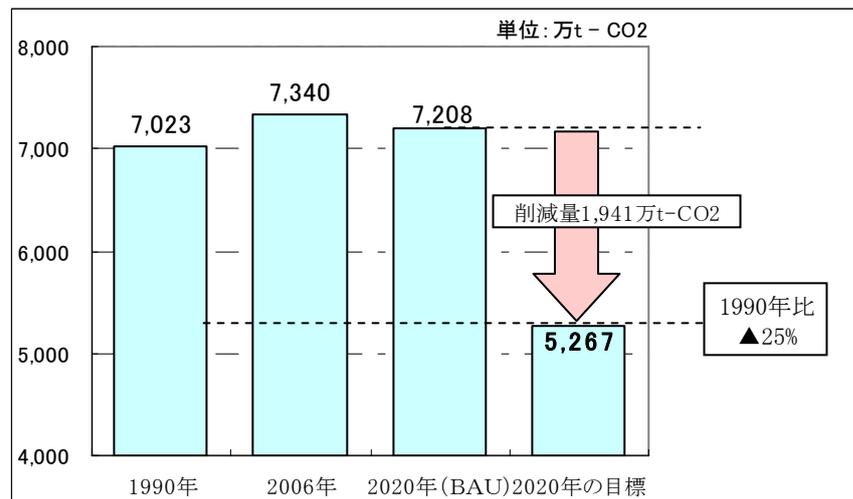
- ・ 産業部門からの排出量の割合が高く、そのほとんどを製造業が占めています。また、県内の京浜臨海部には、石油製品製造業、化学工業や鉄鋼業などの重化学工業や火力発電所などが多く立地しているなどの特徴があります。県内の産業部門のC O ₂ 排出量は2005年（平成17年）から2007年（平成19年）まで増加傾向にあり、2008年（平成20年）は減少に転じると見込まれます。
- ・ 全国では2005年（平成17年）から人口が減少に転じている一方、県内の人口は増加が続くと予測されています。また、人口や世帯数の増加を背景に、家庭部門・業務部門からの排出量が増加すると予測されています。

(2) 削減目標（中期目標）の設定

○ 中期目標

2020年（平成32年）の県内の温室効果ガスの総排出量を、1990年（平成2年）比で25%削減することを目指します。

図5-1 温室効果ガスの排出量と中期目標



○ 目標の見直し

- 国の中期目標については、今後、「地球温暖化対策基本法」により定められることとなりますが、国の目標値が変更された場合には、本県の地域特性等を踏まえ、本計画の目標値も見直します。

6 削減目標の達成に向けた施策

この項では、前項で掲げた温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、今後、県として取り組むべき施策について、その体系を整理したうえで、個別の分野ごとの方向性を示します。

6. 1 基本的な視点

(1) 対象とする温室効果ガス

- 対策の対象とする温室効果ガスは、県内の温室効果ガスの97.6%（2006年（平成18年））をCO₂が占めていることや、CO₂以外の温室効果ガスは1990年（平成2年）比で既に大幅な削減を達成していることなどから、主にCO₂を対象とした施策に取り組みます。
- その他の温室効果ガスについては、排出状況を注視しつつ、必要に応じて施策を検討します。

(2) 施策の考え方

- 多様な主体との連携・協働

前項で掲げた削減目標は、いうまでもなく、県の取組みだけでは到底達成することはできず、様々な主体の取組みと連携し、県全体として達成を目指すこととなります。

そこで、県民・事業者・NPOや国・市町村など、県以外の様々な主体との連携・協働を通じて、対策を効果的に推進します。

特に、政令市をはじめとする市町村が、地域の住民や事業者に身近な自治体として、地域の特性に応じて行う取組みとの連携を図ります。

併せて、九都県市(※)の連携による広域的対策など、県域を超えた広域での取組みを推進します。

※ 九都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

- 地域経済の発展と地球温暖化対策の両立

温室効果ガスの削減目標の達成が、地域経済の活性化や雇用創出などにもつながるよう、環境と経済の両立を図る必要があります。そこで、環境負荷の少ない健全な地域経済の発展や質の高い県民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減するために、省エネや新エネルギーを活用した機器の開発・普及や技術開発の一層の加速化などを推進します。

○ 地域の特性を活かした施策

神奈川の自然的な特性や、環境問題に係る経験・人材・産業の集積などの先進性・優位性を活用して、地域の実情に即した施策を推進します。

また、国際的な削減義務を履行するために、今後、国レベルで多くの削減対策が講じられることとなります。そこで、県としての施策の推進に当たっては、こうした国の対策の影響が大きいことも踏まえ、国を補完する施策とともに、県独自の施策も検討します。

○ 国の動向等を踏まえた施策の見直し

本計画の施策の検討時点では、国の中期目標については、海外からの排出枠の購入や森林吸収分の取扱い、産業部門、業務部門及び家庭部門等の部門別の削減の内訳、目標を達成するための対策の具体的な内容とその効果などが明らかにされていません。

そこで本計画では、現時点で県として当面取り組むべきと考える施策を総動員して位置づけることとし、今後さらに、国の対策の具体的な内容やその効果などが示された後に、それに関連した県の施策の追加や見直しを検討します。

○ 適切な政策手法の採用等

地球温暖化対策を推進するうえでは、関係する主体やその社会経済活動も様々であることなどから、単一の政策手法だけでは十分な効果が期待できないことが想定されます。

そこで、規制的な手法、経済的な手法、普及啓発などの様々な政策手法を適切に採用し、また、それらを組み合わせることにより、施策の効果を高めることを目指します。

また、地球温暖化対策の中には、直接的な削減効果があるものだけでなく、間接的な効果があるものや、効果を計ることが困難であるものもありますが、本計画においては、中期目標の達成に向けて、直接的な削減効果があるものに限りなくできる限り広く位置づけ、取り組んでいくこととします。

(3) 中長期的な視点

これまで述べてきたように、中期目標の達成に向けては、すべての主体が自主的な取り組みをこれまで以上に強化し、できる限り早期に実行していかなければなりません。

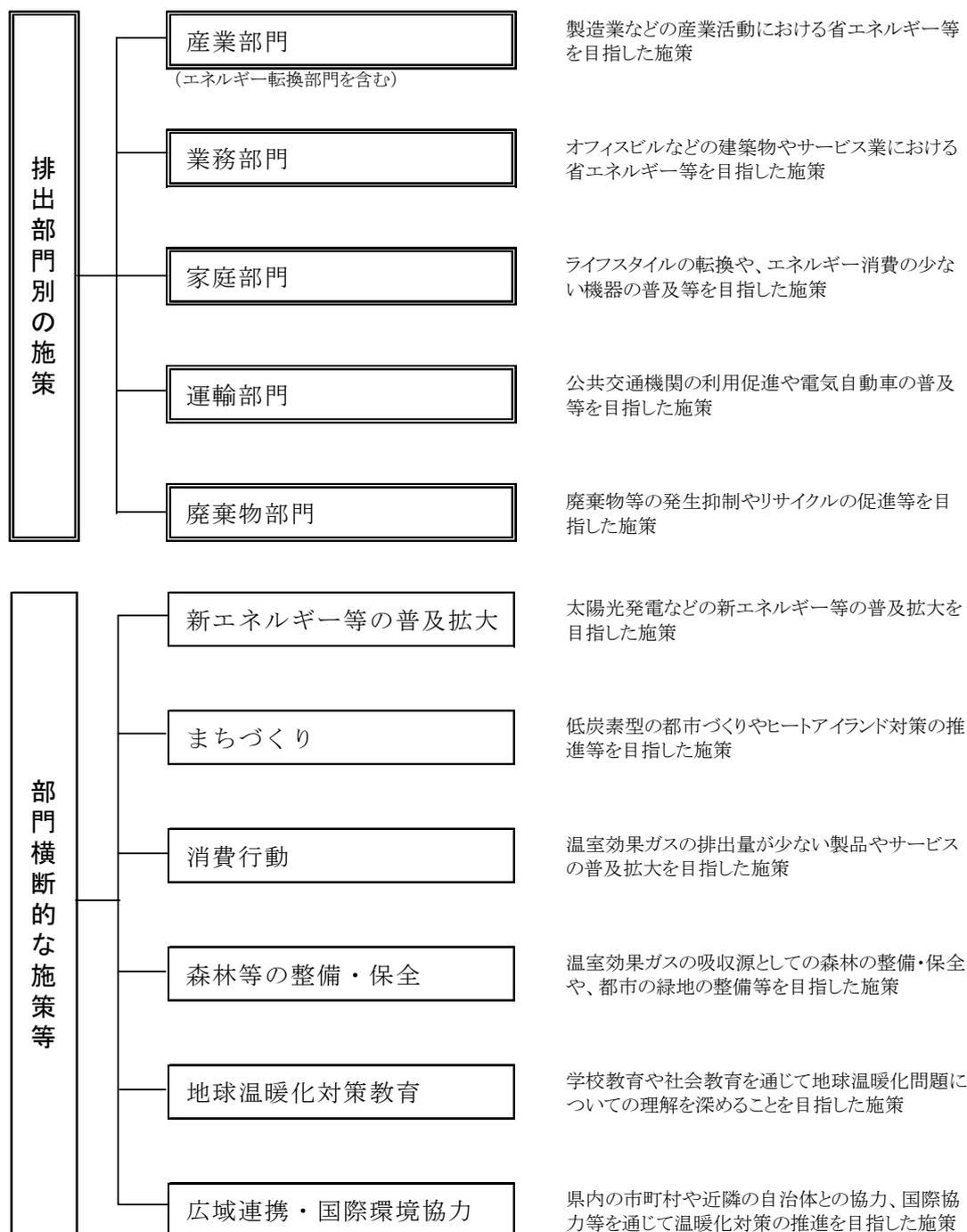
また、地球温暖化対策に係る政策や技術開発の水準は日々進歩しており、現時点では手法が未確定な政策や一般的な普及には至っていない製品や技術に関する施策であっても、今後、具体的な施策として位置づけることが可能となるものもあると考えられます。

そこで、本計画ではそうした施策については位置づけず、今後の技術開発の状況などに応じて位置づけを検討します。

6. 2 施策体系

県内の温室効果ガスの排出状況を踏まえ、部門ごとの課題に応じた適切な施策を講じる観点から、県の施策体系を「排出部門別の施策」と「部門横断的な施策等」に分けて、以下のとおり整理します。

さらに、「6. 4 部門ごとの課題に応じた施策」の中で、今後新たに取り組むものや施策の充実・強化を図るなど、特に県として重点的に取り組む必要があるものを「6. 3 重点的な取組み」として位置づけます。



6. 3 重点的な取組み

重点 1	事業活動における地球温暖化対策の推進
------	--------------------

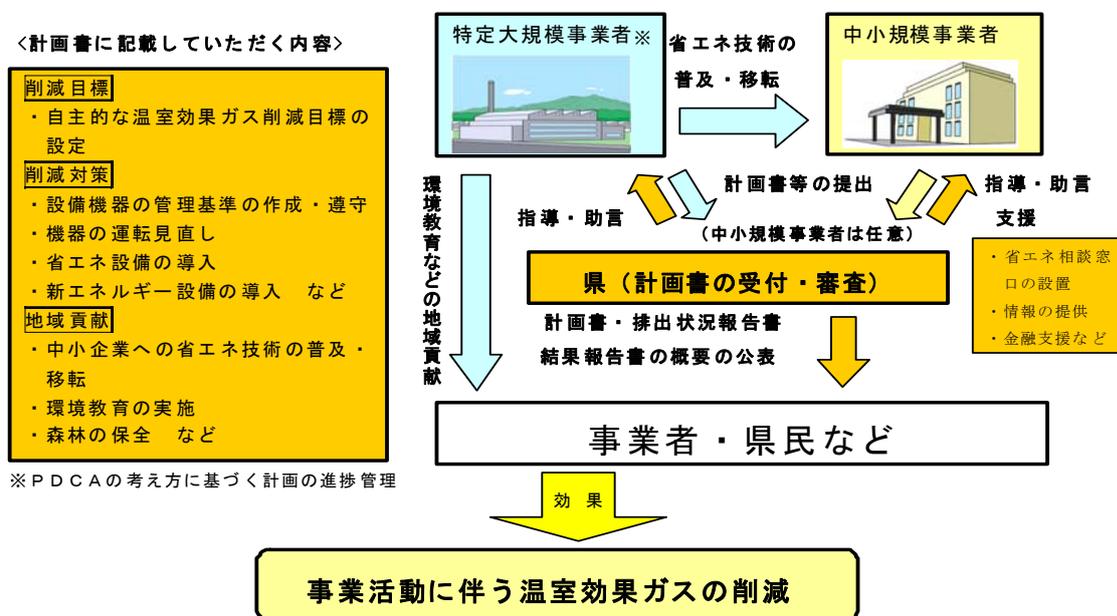
〔現状と課題〕

- ・ 県内のCO₂排出量の約6割を事業活動（産業部門・業務部門）からの排出量が占めていることから、事業活動におけるエネルギー使用に伴うCO₂の排出削減が重要です。
- ・ 大規模事業所からの排出量が大きな割合を占めていることから、大規模事業者の自主的な削減が求められています。
- ・ 産業部門の排出の約4割を占める中小規模事業者においては、温暖化対策に関心はあるが、温暖化対策に係る情報や資金などが不足していることによって、対策は遅れていることが考えられます。
- ・ 業務部門からの排出量は、人口や世帯数の増加、サービス産業化の進展などから店舗やオフィスビル等の業務床面積が大幅に増加し、他の部門と比較しても大きく伸びており、オフィスビルの省エネ化など積極的な取組みが求められています。

〔取組みの方向性〕

- ・ 原油換算エネルギー使用量や自動車の使用台数が一定規模以上の大規模事業者に対し、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した「事業活動温暖化対策計画書」の県への提出を義務づけ、県が指導・助言や公表する制度を導入することにより、大規模事業者の削減対策を促します。
- ・ 中小規模事業者には、温暖化対策に係る情報を提供するとともに、「事業活動温暖化対策計画書」の任意提出制度を活用し、温室効果ガスの削減に意欲のある事業者には、計画書の内容や事業者の実態に即し、無料省エネ診断や設備投資に対する補助など、個別具体的な支援を行います。

〈事業活動温暖化対策計画書制度〉



※ 計画書の提出義務のある特定大規模事業者は、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500k1以上、または、前年度末の自動車の使用台数が100台以上の事業者が対象

事業目標	中小規模事業者の温暖化対策を促進するため、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までに、省エネ診断事業の延べ500件の実施を目指します。
------	---

重点2 建築物における地球温暖化対策の推進

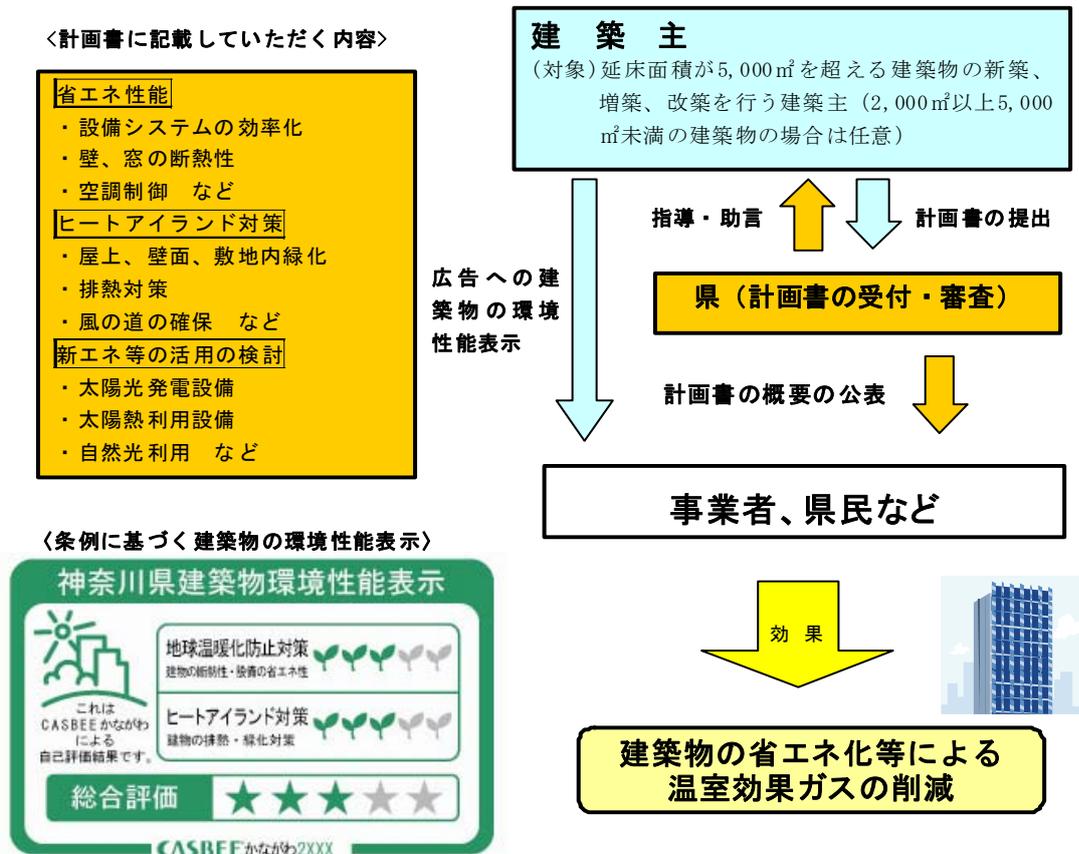
〔現状と課題〕

- ・ 業務部門からのCO₂排出量は、1990年（平成2年）と比較すると最も高い伸び率を示しています。
- ・ その原因としては、サービス産業化の進展などから店舗やオフィスの業務床面積が大幅に増加したためですが、本県ではこの傾向は今後も続くものと想定されます。
- ・ また、ビジネススタイルなどの多様化や営業時間の長時間化なども増加要因と考えられます。
- ・ 建築物は一度建設すると長期間使用されますので、新築や増改築の際に、地球温暖化に適切に配慮することにより、温室効果ガスの継続的な削減が期待できます。

〔取組みの方向性〕

- ・ 単体の建築物の温暖化対策を促進するため、延床面積が一定規模以上の大規模な建築物を新築又は増改築する建築主に対し、建築物の断熱性能、新エネルギーの導入、ヒートアイランド対策などの温暖化対策とCASBEE（建築環境総合性能評価システム）による評価を記載した「建築物温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、県が指導・助言や公表する制度を導入します。
- 併せて建築主等が行う広告への建築物環境性能表示を義務づけることで、建築物の断熱性能の向上や新エネルギーの導入等を促すとともに、優れた環境性能を有する建築物の普及を促します。

〈建築物温暖化対策計画書制度〉



事業目標	優れた環境性能の建築物の普及を促進するため、「建築物温暖化対策計画書」のCASBEE評価について、★4つ以上の評価の割合が25%以上となるよう啓発や指導に努めます。
-------------	--

重点3 低炭素型のまちづくり

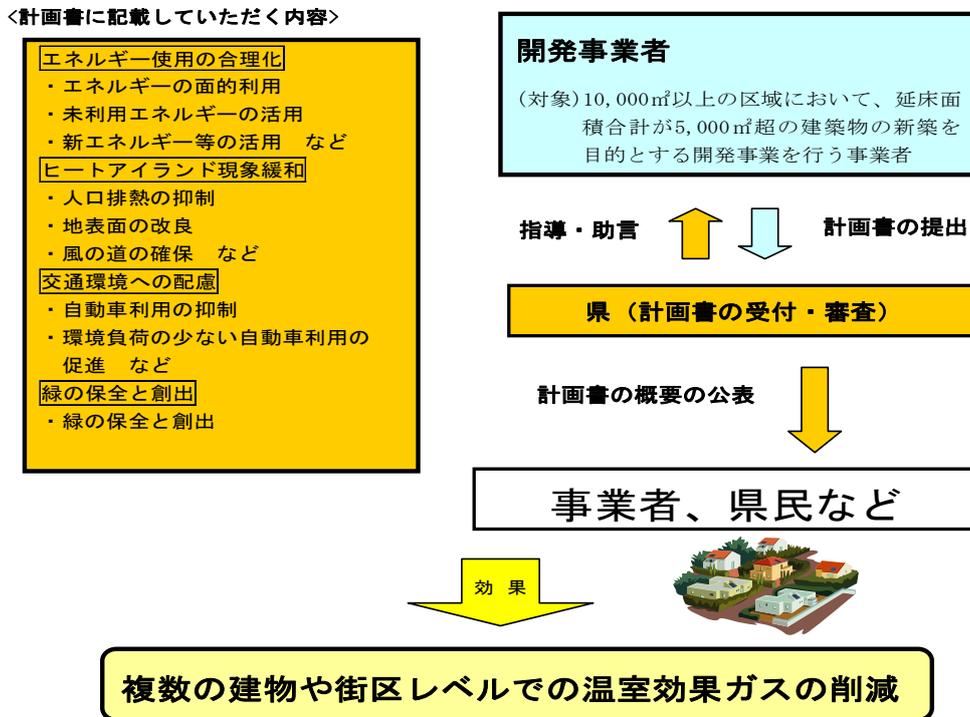
〔現状と課題〕

- ・ 社会経済活動の基盤となるまちづくりにおいても、地域全体のエネルギー消費やCO₂排出量の削減を図るために、低炭素社会を目指した取組みが求められています。
- ・ そのためには、住宅やオフィスビル等の建物単体への温暖化対策を推進するとともに、開発区域内全体を通しての環境配慮や、街区・建物間のエネルギー共有といった面的な広がりをもった視点から取り組んでいく必要があります。
- ・ また、交通に関しても、自動車利用からエネルギー効率の良い公共交通や自転車の利用へできる限り転換し、都市交通による環境負荷の低減を図る必要があります。

〔取組みの方向性〕

- ・ 開発行為を行う面積が一定規模以上の開発事業で、かつ、延床面積が一定規模以上の建築物の新築を伴う事業を実施する事業者に対し、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する内容を記載した「特定開発事業温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、開発事業の計画段階から温暖化防止への配慮を促し、まちづくりにおける温暖化対策を促進します。
- ・ 県央・湘南都市圏においては、環境共生型プロジェクト（環境共生型のまちづくり事業）を誘導・促進するとともに、ツインシティの事業化に向けた取組みを進め、環境と共生する都市圏の形成を目指します。
- ・ 交通では、環境負荷の少ない公共交通機関利用への転換や、交通管制システムの高度化により交通流を分散し交通の円滑化を図ります。
さらに、自転車の走行空間の充実と地域内におけるネットワーク化を図るとともに、パーク＆サイクルの実施など自転車利用の促進を図ります。

〈特定開発事業温暖化対策計画書制度〉



事業目標	開発事業における温暖化防止への配慮を促すため、「特定開発事業温暖化対策計画書」において、エネルギーの面的利用の促進等として、複数の建物間のエネルギーの共同利用や工場排熱等の利用などの措置が講じられるよう、啓発や指導に努めます。
------	---

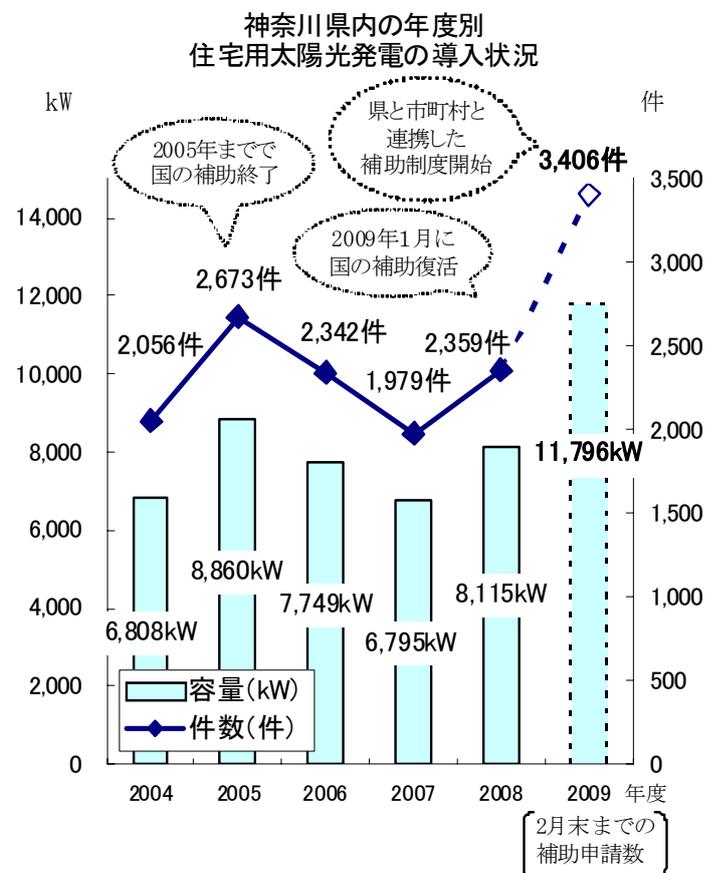
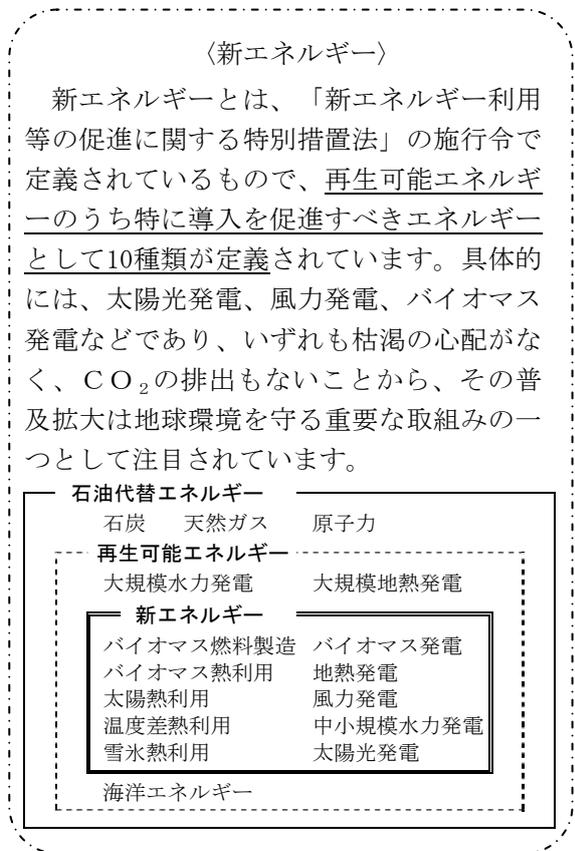
重点4 太陽光発電など新エネルギー等の普及拡大

〔現状と課題〕

- ・ 低炭素社会の実現を目指すには、省エネルギー対策を充実させるとともに、化石燃料に依存することがないように、太陽光発電などの新エネルギー等の活用を推進していくことが必要です。
- ・ 一方、太陽光発電などをはじめとする新エネルギー等の活用については、多額の初期投資を要することが大きな課題となっています。また、新エネルギー等の中には、風力発電のように適地が限定されるものや、バイオマス熱利用のように資源が地域的に偏在するものもあることから、県の地域特性や技術開発の状況を踏まえて、効果的な新エネルギー等を選択し、普及を図る必要があります。
- ・ 太陽光発電については、一般の戸建住宅にも設置が可能であることから、潜在的な導入可能量が大きく、国や自治体による補助制度等をきっかけとして導入量が伸びていますが、中期的な温室効果ガスの削減目標を達成するためには、更なる普及拡大が必要です。

〔取組みの方向性〕

- ・ 市町村と連携して住宅への太陽光発電設備の普及を図ります。
- ・ また、今後、国においては再生可能エネルギー導入量を大幅に増加させることを目指し、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設などの政策を検討しています。県としてはそうした国の政策や、設備価格の動向などを踏まえ、新エネルギー等の更なる導入を促進します。
- ・ さらに、「建築物温暖化対策計画書」制度及び「特定開発事業温暖化対策計画書」制度において、「新エネルギー等の活用に係る検討の結果」の記載を義務づけ、単体の建築物や街区レベルでの新エネルギー等の導入促進を図ります。



事業目標	<p>国は太陽光発電について、2020年（平成32年）頃に現状の20倍程度の導入を目標としており、これを視野に入れながら、住宅用太陽光発電の普及を加速化するため、当面、2011年度（平成23年度）までに、41,640件の設置を目指します。</p> <p>〔2008年度（平成20年度）末現在：17,540件〕</p>
-------------	--

重点5	森林や緑地の整備・保全
------------	--------------------

〔現状と課題〕

- ・ 県内の森林面積は約9万5千haで県土面積の39%を占めており、CO₂を吸収する機能のみならず、水源かん養、土砂流出防止、生物多様性保全など様々な公益的機能を有していますが、手入れ不足などにより荒廃が進行しており、公益的機能の低下が懸念されることから、森林の整備・保全を進めることが求められています。
- ・ また、木材は大気中のCO₂をストックし、再生産可能であるなど環境に優しい資材であり、その有効利用は温暖化対策や森林の整備・保全に資することが期待されることから、県産木材の利用を促進する必要があります。
- ・ また、都市部においては緑地の減少が進んでいることから、都市公園などの整備や地域制緑地（※₁）の指定、かながわのナショナル・トラスト運動（※₂）などによる、緑地の整備と保全を推進することが必要です。

〔取組みの方向性〕

- ・ かながわ森林再生50年構想を踏まえて、水源の森林づくり事業による私有林の公的管理・支援や県営林の整備・保全を推進するとともに、市町村や県民、企業等の行う森林整備等への支援を行い、協働して森林の整備・保全を進めます。
- ・ 間伐材の搬出支援、木材加工施設の整備、産地・品質認証の推進、公共施設や住宅等への利用促進、木材利用の普及啓発など、県産木材の有効活用のための生産・加工・消費にわたる総合的な取組みを進めます。
- ・ 都市公園の整備や地域制緑地の指定、かながわのナショナル・トラスト運動などにより、都市部におけるみどりの保全と創出を図り、みどり豊かなまちづくりを推進します。

かながわ森林再生50年構想「森林ゾーンごとの50年後のめざす姿」

区 分		森林ゾーン	めざす姿
標高 800m	奥 山	ブナ林など自然林を再生するゾーン	ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林
	山 地	道から遠いところ	多様な生き物が共存するゾーン
道から近いところ		木材資源を循環利用するゾーン	資源循環を取り戻した持続可能な人工林
標高 300m	里 山	身近なみどりを継承し再生するゾーン	クヌギ、コナラ、クリなどの森の恵み豊かな落葉広葉樹林 四季を通じてうっそうと茂る照葉樹林 日が差し込み、風の通る竹林

※₁ 地域制緑地：国や地方公共団体が、土地の所有のいかんに関係なく、良好な自然環境や風致等を保全する目的で法令に基づき指定した一定の地域の土地（緑地）

※₂ かながわのナショナル・トラスト運動：環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く市民から寄附金を集め、土地の買い取り等により保全する運動

事業目標	水源のエリア内の私有林の適切な管理・整備を推進するため、1997年度（平成9年度）から2022年度（平成34年度）までに、手入れの必要な私有林27,000haの公的管理・支援を進めます。
------	---

重点6 電気自動車（EV）など環境性能に優れた自動車の普及

〔現状と課題〕

- ・ 運輸部門からのCO₂排出量は減少傾向にありますが、さらに排出量を大幅に削減するためには、運輸部門のCO₂排出量の86.2%（2006年（平成18年））を占める自動車からの排出削減が不可欠であり、業務部門や家庭部門にわたる横断的な対策を推進する必要があります。
- ・ そのためには、公共交通機関や自転車の利用の促進やエコドライブの推進を図るとともに、優れた環境性能を有する自動車への転換が求められます。
- ・ 中でも電気自動車（EV）は、走行時にCO₂を排出しない「究極のエコカー」であり、2009年（平成21年）には一般への市販が開始されるなど、今後の普及が期待されます。

〔取組みの方向性〕

- ・ 本県が他に先駆けて策定した、「EVイニシアティブかながわ」に基づき、電気自動車の市場投入初期段階における導入コストの負担軽減や電気自動車用の急速充電器などのインフラ整備の強化を図ることにより、環境性能が最も優れている電気自動車の普及を図ります。
- ・ また、モデル事業の実施などを通じて、電気自動車の利用分野の拡大を図ります。

〈かながわ電気自動車普及推進方策〉
 地球温暖化の防止や都市環境の改善等
 を図るために、全国に先駆けて、環境性能が最も優れた自動車である電気自動車（EV）の普及に取り組む。

- 〈EVイニシアティブかながわ〉**
- 1 EV購入時の優遇策・・・補助金の交付など
 - 2 利用時の優遇策・・・有料駐車場などの割引
 - 3 充電インフラの整備・・・急速充電器などの整備
 - 4 その他の率先した取組み・・・モデル事業の実施など



自治体初の次世代電気自動車
 実証試験実施
 （2007年9月～2009年8月）



県で使用中のEV（2009年度）



急速充電器の整備
 （県内46箇所設置・2010年2月現在）

県では、かながわ電気自動車普及推進方策とともに、電気自動車に関連する研究・開発・生産拠点が集積している利点を活かし、産学公の連携による電気バスの研究・開発や電気バイクの普及など、電気自動車の車種の拡大にも積極的に取り組んでいきます。

事業目標	電気自動車（EV）の普及を促進するため、2014年度（平成26年度）までに、県内3,000台の普及を目指します。
-------------	--

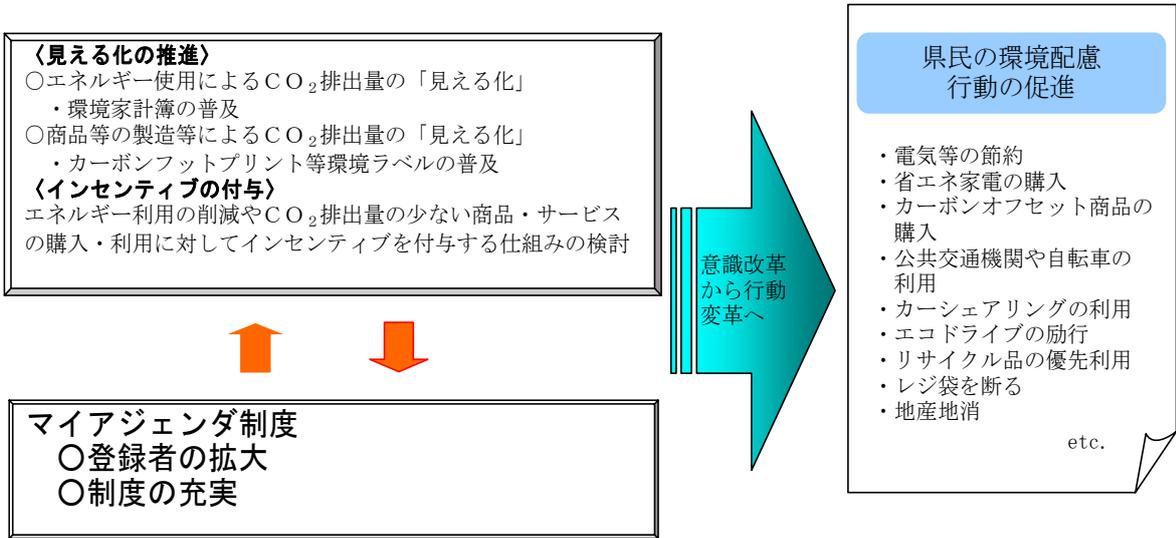
重点7 「見える化」「インセンティブ化」によるライフスタイルの転換

〔現状と課題〕

- ・ 家庭部門からのCO₂排出量は、1990年（平成2年）と比較すると、業務部門に次いで高い伸び率を示していますが、これは、人口や世帯数の増加が主な要因と考えられます。
- ・ 今後も世帯数の増加が見込まれることから、家庭部門の削減対策を進めるためには、1世帯当たりのエネルギー使用量を大幅に減らしていく必要があります。
- ・ 家庭部門における取組みは、個々人のライフスタイルや価値観によるところが大きく、個人の意識と行動をどう変えていくかが課題です。地球温暖化問題に関する一般的な理解や関心は高まってきている一方で、具体的な行動には十分結びついていない面があります。

〔取組みの方向性〕

- ・ 日常生活におけるエネルギーの利用や、商品・サービスの製造・使用等に伴うCO₂排出量の「見える化」を推進し、エネルギー利用の削減や、よりCO₂排出量の少ない商品・サービスの購入・利用に「インセンティブ」を付与する仕組みについて検討していくとともに、マイアジェンダ登録（※）の登録者の拡大や制度の充実を図ることにより、県民の環境配慮行動を促します。
- ・ 日常生活の中で、CO₂排出量の少ない商品・サービスを適切に選択することができるよう、商品・サービスの選択方法や、「カーボンオフセット」などについて周知を図るとともに、普及策を検討します。



※ マイアジェンダ登録：「持続可能な社会」を実現するため、かながわ地球環境保全推進会議が推進している登録制度で、「ごみを分別する」「レジ袋を断る」など、自分が実践しようとする環境に配慮した行動を登録（＝宣言）し、日々の生活の中で実践するもの。自己宣言することにより、相互の連携と協力を促すとともに、新しい取組みを喚起し、実践行動を社会に広げていくことを目指している。

事業目標	マイアジェンダ登録の普及の拡大に向けて、2020年度（平成32年度）までに、個人登録20万人を目指します。〔2010年（平成22年）2月現在：76,275人〕
------	---

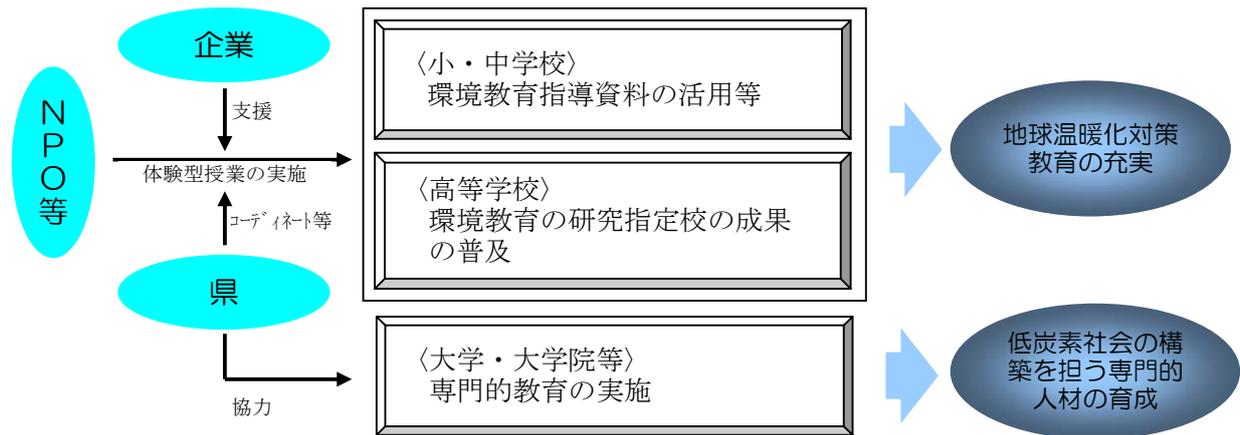
重点8 温暖化対策教育の推進

〔現状と課題〕

- ・ エネルギー多消費型社会から低炭素社会への転換を図るには、学校における環境教育はもとより、職場や地域、家庭におけるCO₂削減の具体的な取組みを推進していく人材の育成や、専門知識や教育活動のノウハウを有するNPOや企業との協働も重要です。
- ・ 県では、これまでも、小・中学校における環境教育を支援し、高等学校においては、先進的な環境教育活動を行うための研究や実践、イベントなどを行い、学校における環境教育の充実を図ってきました。
- ・ また、地域における環境教育についても、「アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー」をNPOとの連携・協働により運営し、「環境情報コーディネーター」による支援を行っているほか、県職員による環境出前講座なども行ってきました。
- ・ 環境教育の中でも、温暖化対策教育の充実を図っていくためには、指導者の育成や温暖化の問題に取り組んでいる様々な主体との連携・協働をさらに進めていく必要があります。

〔取組みの方向性〕

- ・ 小・中学校においては、環境教育についての研修会への教員の派遣や、環境教育指導資料を活用した教育実践の普及を図ること等により、高等学校においては、研修会への教員の派遣などのほか、環境教育の研究指定校などの取組みの成果の普及などを図ること等により、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいけるよう、関係機関とも連携し、地球温暖化対策にかかる教育の一層の充実に努めます。
- ・ NPO等を小・中学校、高等学校等に派遣し、体験型授業を充実するとともに、大学等の温暖化対策に関する専門的な教育プログラムの企画・実施に協力するなど、大学、NPO、企業などと連携・協働し、学校、家庭、地域における地球温暖化防止のための教育や実践活動を支援します。
- ・ 様々な行動主体が行う環境教育・実践活動を支援するため、情報提供・相談を充実させるとともに、環境保全活動を実践する人材を育成・支援します。



事業目標	NPOや企業と協働した環境教育を推進するため、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までに、「新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業」の延べ600校の実施を目指します。
------	---

6. 4 部門ごとの課題に応じた施策

(1) 産業部門

ア 産業部門の現状と課題

- 産業部門は、県内のCO₂排出量の46.2%（2006年（平成18年））を占めている最大の排出部門であり、県全体の削減を進めるうえで、産業部門における対策が必要となります。
- 産業部門からのCO₂排出量のうち、大規模事業所(※)からの排出量が約6割を占めています。
- 一方、県内の事業所の大多数を占める中小規模事業者からの排出量は、産業部門からのCO₂排出量の約4割を占めていますが、アンケート調査結果などによると、地球温暖化対策に係る情報や人材、資金の不足などから、一般的に対策が遅れていると考えられます。

※ 大規模事業所: 温対法に基づく算定・報告・公表制度によって、温室効果ガスの排出量の報告が義務づけられている事業所で、エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kl以上の事業所などが該当します。

イ 具体的に取り組む施策

条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」制度により、大規模事業者の自主的な温室効果ガスの削減を促すとともに、中小規模事業者の削減の支援を行います。また、こうした自主的な削減の取組みを促進するために、社会的・経済的なインセンティブとなる仕組みを整備します。

さらに、現在、国では国内排出量取引制度（温室効果ガスの排出をする者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度をいう。）の創設に向けて検討が行われていますが、県の施策と整合が図られ、実効性のある制度となるよう適切な対応を図ります。

① 大規模事業者の温暖化対策

□ 事業活動温暖化対策計画書制度の創設

エネルギー使用量や自動車の使用台数が一定規模以上の大規模事業者に対し、条例に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「事業活動温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、県が指導・助言や公表を行うことにより、事業者がその特性や状況に応じて、自主的かつ計画的に温室効果ガスの削減対策に取り組むよう促します。

□ **大規模事業者の地域貢献の促進**

計画書制度を通じて、大規模事業者による環境教育の推進や中小規模事業者への省エネルギー技術の移転など、地域の温暖化対策の推進への貢献を促します。

□ **京浜臨海部コンビナートの高度化に向けた取組み**

京浜臨海部コンビナートにおける企業間の連携により、生産活動の効率化を図り、省エネルギーの取組みや新エネルギーの導入を推進します。

② **中小規模事業者の温暖化対策**

□ **中小規模事業者への情報提供や相談体制の充実**

省エネルギー対策の事例集やマニュアルの作成、国・自治体等の助成制度の紹介、中小規模事業者が導入しやすい環境マネジメントシステム（エコアクション21、エコステージ、KES）の説明会開催など、中小規模事業者への情報提供を充実します。

また、省エネに係る相談窓口を設置して、中小規模事業者の省エネ対策についての意識の向上や知識の普及を図ります。

□ **中小企業の総合的な支援**

(財)神奈川産業振興センターと連携して、技術相談などの相談体制を整備するほか、専門家によるコンサルティング、新事業の可能性評価、情報提供など同センターの機能を活用し、ワンストップサービスにより、技術開発や新規事業への取組み等を総合的に支援します。

□ **地球温暖化対策に取り組む中小企業への金融支援**

中小企業高度化資金貸付制度により、事業協同組合等が省資源・省エネルギー施設を整備する場合には、貸付利率を無利子とすることにより、中小企業の地球温暖化対策を支援します。

□ **計画書の任意提出制度と一体となった支援の実施**

- ・ 条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」の任意提出制度の周知を図り参加を促します。
- ・ 任意提出制度に参加し、省エネ対策に取り組む意欲のある中小規模事業者に対しては、県の指導・助言や、無料省エネ診断を実施し、実態を踏まえた省エネ対策を提案します。
- ・ 省エネ診断に基づき設備投資を計画書に位置づけた事業者を対象とする補助制度を創設するほか、中小企業制度融資（フロンティア資金）の新たな融資対象とすることにより、中小企業の地球温暖化対策を支援します。

③ 地球温暖化対策へのインセンティブが働く仕組みづくり

□ 優れた温室効果ガス削減の取組みに対する顕彰

特に優れた温室効果ガスの削減の取組みを行い、実績を挙げた事業者などに対する顕彰制度を創設することにより、事業者が行う地球温暖化対策が、社会的に評価される環境を醸成します。

□ 経済的インセンティブの検討

中小規模事業者の削減実績のクレジット化など、中小規模事業者の削減努力が経済的なインセンティブにつながるよう、国の国内クレジット制度の活用方策などについて、検討を行います。

④ 農林水産業の温暖化対策

□ 農業、畜産における省エネルギー等の技術開発の推進

施設園芸での省エネルギー技術開発のため、効率的なヒートポンプ利用方法及び自然エネルギー（※）利用の検討などを行い、省エネルギー・低コスト栽培システムの開発・研究を推進します。

また、自然エネルギーを活用した家畜ふん尿の簡易堆肥化及び浄化処理技術の開発を推進します。

※ 自然エネルギーとは、太陽光や風力など自然界から得られるエネルギーのことであり、このうち、特に導入を促進すべきエネルギーとして国が法令で指定したものを新エネルギーとしています。

□ バイオマスの活用の推進

食品廃棄物等のバイオマス（※）について、農業の持つ自然循環機能を活かし、安定的で高品質な作物づくりのための堆肥としての活用など、農業分野での利活用を図ります。

※ バイオマス：再生可能な生物由来の有機物資源で化石資源を除いたもの

⑤ その他

□ 事業の登録制度の創設

省エネ診断やE S C O事業など、他の者の温室効果ガスの排出量の削減に貢献する事業について、事業者の申請に基づき登録・公表する制度を創設し、省エネルギー対策等に資する事業の周知を図ることにより、事業者等の温室効果ガス削減に向けた取組みを促します。

(2) 業務部門

ア 業務部門の現状と課題

- 人口や世帯数の増加を背景に、サービス産業化の進展などからオフィスビルや店舗等の延床面積が増加し、1990年（平成2年）と比較した部門別のCO₂排出量は業務部門が最も高い伸び率を示しており、今後も増加が見込まれています。
- 個々の設備機器の省エネ化は進んでいる一方で、空調・照明設備の増加、オフィスのOA化の進展などにより、延床面積当たりのエネルギー使用量は横ばい状態にあります。
- 今後もオフィスビルや店舗等の床面積が増加していくことが見込まれるため、業務部門の削減を進めるためには、床面積当たりのエネルギー使用量の大幅な削減が必要となります。

イ 具体的に取り組む施策

業務部門における温室効果ガスの排出は、建築物やそこに設置された設備（空調・照明）の使用に伴うものが中心であり、また、建築物や設備は長期間にわたって使用されるため、条例に基づく「建築物温暖化対策計画書」制度により、新築や増改築の際に建物の断熱化や高効率な設備機器の導入を行うよう促します。

また、オフィスでのビジネス活動や、店舗等における商品やサービスの提供に当たっても、地球温暖化に配慮した事業活動を促します。

① 建築物の温暖化対策

□ 建築物温暖化対策計画書制度の創設

延床面積が一定規模以上の大規模な建築物を新築又は増改築する建築主に対し、条例に基づき、建築物の断熱性能、新エネルギーの導入、ヒートアイランド対策などの温暖化対策とCASBEE（建築環境総合性能評価システム）による評価を記載した「建築物温暖化対策計画書」の提出を義務づけます。

また、提出された「建築物温暖化対策計画書」について、県が指導・助言や公表を行い、併せて建築主等が行う広告への建築物環境性能表示を義務づけることで、建築物の断熱性能の向上や新エネルギー等の導入など、優れた環境性能を有する建築物の普及を促します。

□ 特定開発事業温暖化対策計画書制度の創設

開発行為を行う面積が一定規模以上の開発事業で、かつ、延床面積が一定規模以上の建築物の新築を伴う事業を実施する事業者に対し、条例に基づき、開発事業の計画段階において、エネルギーの面的な利用などのエネルギー使用の合理化、新エネルギーの導入の検討結果、ヒートアイランド現象の緩和策などを記載した「特定開発事業温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、県が公表を行うことにより、開発エリア全体の温室効果ガスの排出削減を図ります。

また、エネルギーの面的利用などを促進するため、「面的エネルギー利用等活用促進マップ」を作成し、情報提供します。

② 設備や機器の温暖化対策

□ 事業活動温暖化対策計画書制度の創設（再掲）

エネルギー使用量や自動車の使用台数が一定規模以上の大規模事業者に対し、条例に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「事業活動温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、県が指導・助言や公表を行うことにより、事業者がその特性や状況に応じて、自主的かつ計画的に温室効果ガスの削減対策に取り組むよう促します。

□ 大規模事業者の地域貢献の促進（再掲）

計画書制度を通じて、大規模事業者による環境教育の推進や中小規模事業者への省エネルギー技術の移転など、地域の温暖化対策の推進への貢献を促します。

□ 中小規模事業者への情報提供や相談体制の充実（再掲）

省エネルギー対策の事例集やマニュアルの作成、国・自治体等の助成制度の紹介、中小規模事業者が導入しやすい環境マネジメントシステム（エコアクション21、エコステージ、K E S）の説明会開催など、中小規模事業者への情報提供を充実します。

また、省エネに係る相談窓口を設置して、中小規模事業者の省エネ対策についての意識の向上や知識の普及を図ります。

□ 中小企業の総合的な支援（再掲）

(財)神奈川産業振興センターと連携して、技術相談などの相談体制を整備するほか、専門家によるコンサルティング、新事業の可能性評価、情報提供など同センターの機能を活用し、ワンストップサービスにより、技術開発や新規事業への取組み等を総合的に支援します。

□ **地球温暖化対策に取り組む中小企業への金融支援（再掲）**

中小企業高度化資金貸付制度により、事業協同組合等が省資源・省エネルギー施設を整備する場合には、貸付利率を無利子とすることにより、中小企業の地球温暖化対策を支援します。

□ **計画書の任意提出制度と一体となった支援の実施（再掲）**

- ・ 条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書」の任意提出制度の周知を図り参加を促します。
- ・ 任意提出制度に参加し、省エネ対策に取り組む意欲のある中小規模事業者に対しては、県の指導・助言や、無料省エネ診断を実施し、実態を踏まえた省エネ対策を提案します。
- ・ 省エネ診断に基づき設備投資を計画書に位置づけた事業者を対象とする補助制度を創設するほか、中小企業制度融資（フロンティア資金）の新たな融資対象とすることにより、中小企業の地球温暖化対策を支援します。

□ **設備や機器の高効率化の促進**

オフィスビルや店舗等の空調設備や照明設備の高効率化を促進するため、ビルエネルギー管理システム（BEMS）や、高効率の業務用空調機、発光ダイオード（LED）などの高効率照明機器等について、普及・啓発を行います。

③ **温暖化に配慮したサービスの提供**

□ **商品やサービスの提供における配慮**

ライフスタイルやビジネススタイルの多様化や、営業時間の長時間化などが、業務部門のエネルギー使用量の増加の一因と考えられることから、商品やサービスの提供方法の見直しなど、地球温暖化の防止に配慮した事業活動を促します。

- ・ 市町村や県民、事業者との連携、また、九都県市との連携により、ライトダウンや冷暖房温度設定の見直し、クールビズ・ウォームビズ等のキャンペーンを実施します。

④ **その他**

□ **事業の登録制度の創設（再掲）**

省エネ診断やESCO事業など、他の者の温室効果ガスの排出量の削減に貢献する事業について、事業者の申請に基づき登録・公表する制度を創設し、省エネルギー対策等に資する事業の周知を図ることにより、事業者等の温室効果ガス削減に向けた取組みを促します。

(3) 家庭部門

ア 家庭部門の現状と課題

- 家庭部門からのCO₂排出量は1990年（平成2年）と比較すると、業務部門に次いで高い伸び率を示していますが、これは、人口や世帯数の増加が主な要因と考えられます。
- 家電製品については、トップランナー制度の効果などにより機器単体の省エネ効率が大きく改善されている一方で、保有台数の増加や高機能化、パソコン等の普及などによりエネルギー消費が増加している側面もあります。
家庭におけるエネルギー消費量の状況を用途別の割合で見ると、家電や照明などが約3割、冷暖房用と給湯用で約6割を占めています。
こうした状況を踏まえて、省エネ家電や高効率な給湯設備などの普及を図るとともに、住宅の省エネ化を進める必要があります。
- 今後も世帯数の増加が見込まれることから、家庭部門の削減対策を進めるためには、1世帯当たりのエネルギー使用量を大幅に減らしていく必要があります。
- 家庭部門における取組みは、個々人のライフスタイルや価値観によるところが大きく、個人の意識と行動をどう変えていくかが課題です。地球温暖化問題に関する一般的な理解や関心は高まってきている一方で、具体的な行動には十分結びついていない面があることから、具体的な行動に転化させる取組みが必要です。

イ 具体的に取り組む施策

県民一人ひとりが、温暖化に関する意識を具体的な行動に転化し、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルを自ら選択していくため、具体的な行動例の提示など地球温暖化に係る情報発信を充実させるとともに、CO₂排出量の「見える化」や、環境配慮行動へのインセンティブの付与などについても検討し、多様な手法を用いて行動を促します。

また、省エネ家電や省エネ機器への買換え、住宅の省エネ化（リフォーム等）、新エネルギー等の導入などを促し、家庭においても実効性のある削減が行われることを目指します。

① ライフスタイルの転換を促すための情報発信

□ マイアジェンダ登録の推進

地球温暖化問題に関する意識の高まりを具体的な行動へと転化し、県民一人ひとりのライフスタイルの転換を促すきっかけとするため、個人や団体が地球温暖化の防止に向けて取り組む内容を自ら宣言し、実践する「マイアジェンダ登録（もったいない登録）」制度への参加を促します。

また、県民生活に身近な自治体である市町村、地球温暖化防止活動推進セン

ターや地球温暖化防止活動推進員、企業などとの連携・協働により、マイアジェンダ登録の普及拡大を図ります。

□ 家庭における省エネの実践活動の推進

地球温暖化防止活動推進員が、各家庭の省エネの取組み状況を個別に診断・アドバイスするとともに、家庭で身近にできる省エネ対策を紹介することなどにより、家庭における実践的な取組みを促進します。

□ 家庭における取組事例等の紹介

家庭における温室効果ガスの削減の取組みをより身近に感じられるよう、各家庭における取組事例や工夫などを、分かりやすく紹介・情報発信するなど、普及啓発の充実を図ります。

② 「見える化」とインセンティブの付与

□ 家庭でのCO₂削減の促進

各家庭において電気やガスなどの使用に伴うCO₂排出量を把握し、分かりやすく「見える化」するため、インターネット版環境家計簿「エコボ」の活用などを促進します。

また、「見える化」の推進と併せ、電気やガスなどのエネルギー利用の削減や、よりCO₂排出量の少ない商品やサービスを選択することなどに対し、ポイント等のインセンティブを付与する仕組みについて検討します。

□ カーボンオフセット等の普及促進

CO₂排出量の「見える化」を推進し、日常生活の中で適切に商品やサービスを選択できるよう、「エコマーク」や「省エネラベル」など、CO₂排出量の少ない商品・サービスの選択方法について周知を図ります。

また、今後、制度化や普及が見込まれる、カーボンオフセット(※₁)、カーボンフットプリント(※₂)、フードマイレージ(※₃)などの新たな手法について周知を図るとともに、普及策を検討します。

※₁ カーボンオフセット：自らの温室効果ガスの排出量を削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること等により、その全部又は一部を埋め合わせること。

※₂ カーボンフットプリント：商品やサービスについて、原材料調達から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体の温室効果ガス排出量を計算し、表示するもの。

※₃ フードマイレージ：食料の重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料やCO₂の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど環境に大きな負荷を与えていることになる。

□ 木材利用によるカーボンのストックの利用促進

CO₂を吸収して成長する県産木材を利用することは、CO₂を長期間固定(カーボンのストック)し、地球温暖化防止に寄与するものであることから、カーボンのストックを認定する制度を検討します。

③ 省エネ家電や機器の導入

□ 省エネ性能に優れた家電製品や設備機器の普及

省エネ性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備などへの買換えや、太陽光発電設備などの導入を促進します。

- ・ 市町村と連携した住宅用太陽光発電設備の設置費補助
- ・ 白熱球から電球形蛍光灯への取替えや、LED照明などの高効率照明機器等への転換を促すキャンペーン等の実施
- ・ 省エネ家電製品や高効率給湯器、太陽熱利用設備の普及促進のための情報提供や、住宅メーカーとの連携、エコファイナンスを通じた金融機関などとの連携による導入の促進

④ 住宅の省エネ化

□ 建築物温暖化対策計画書制度の創設（再掲）

延床面積が一定規模以上の大規模な建築物を新築又は増改築する建築主に対し、条例に基づき、建築物の断熱性能、新エネルギーの導入、ヒートアイランド対策などの温暖化対策とCASBEE（建築環境総合性能評価システム）による評価を記載した「建築物温暖化対策計画書」の提出を義務づけます。

また、提出された「建築物温暖化対策計画書」について、県が指導・助言や公表を行い、併せて建築主等が行う広告への建築物環境性能表示を義務づけることで、建築物の断熱性能の向上や新エネルギー等の導入など、優れた環境性能を有する建築物の普及を促します。

□ 環境と共生する住まいづくり

住宅における省エネルギー対策として、冷暖房などで使用されるエネルギーの消費量を減らすことが求められていることから、高断熱・高气密など、優れた省エネ性能を備えた住宅の普及・啓発に努めます。

また、(財)建築環境・省エネルギー機構が認定する「環境共生住宅認定制度」について、民間事業者等に広く普及を図るとともに、県民に対しても普及・啓発を進めます。

□ 省エネ性能に優れたエコ住宅の普及

優れた省エネ性能を備えた住宅や、自然の光や風を活用（パッシブシステム）した住宅など、それぞれのライフスタイルに応じた「エコ住宅」や「エコリフォーム」について、住宅メーカーや住宅展示場、金融機関と連携して、情報提供や普及啓発等を行います。

(4) 運輸部門

ア 運輸部門の現状と課題

- 運輸部門からのCO₂排出量の86.2%（2006年（平成18年））を自動車からの排出量が占めており、近年では減少が続いています。これは、世帯数の増加に伴い自動車保有台数は増加を続けているものの、県内に登録されている自動車の車輻走行距離が減少傾向にあるためと考えられます。
- しかし、将来的に大幅な削減を達成するためには、自動車からの更なる排出削減の取組みが必要です。

イ 具体的に取り組む施策

鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車などの交通手段の利用を促すとともに、エコドライブの推進などを行います。

さらに、「究極のエコカー」と言われる電気自動車（EV）について、自動車や電池に関連する生産・開発拠点や研究機関等の集積による優位性を活かし、本格的な普及を目指した推進策を講じるなど、利用促進を図ります。

また、渋滞の解消など、交通流の円滑化などによるCO₂排出量の削減を図ります。

① 公共交通機関や自転車の利用促進等

□ 公共交通機関の利用者の利便の増進

既存の交通網や交通結節点を活かした利便性の高い公共交通の構築や、シームレス化（乗継ぎの円滑化）などを推進することにより、自動車利用からエネルギー効率の良い公共交通利用への転換を促し、都市交通に係る環境負荷の低減を図ります。

- ・ 相互直通運転などにより、異なる鉄道路線間の乗継ぎの円滑化を図ります。
- ・ バスレーンの設置等によるバスの走行環境の改善や、パークアンドライド（※₁）、サイクルアンドライド（※₂）の導入を図ります。

※₁ パークアンドライド：自宅から最寄りの駅またはバス停まで自家用車で行き、車を駐車させた後、鉄道やバス等の公共交通機関を利用して目的地に向かう手法

※₂ サイクルアンドライド：自宅から最寄りの駅またはバス停まで自転車で行き、自転車を駐車させた後、鉄道やバス等の公共交通機関を利用して目的地に向かう手法

□ 自転車走行空間の充実とネットワーク化

自転車通行量が多く主要な交通手段としての役割を担っている地域では、道路状況等に応じて、自転車通行環境の整備を実施します。また、自転車道の整備を行うことなどにより、地域内におけるネットワーク化を図ります。

さらに、民間事業者との連携による電動アシスト自転車を活用したレンタサイクル（箱根パーク&サイクル）の実施など、自転車利用の促進を図ります。

（事業紹介：「箱根パーク&サイクル」）

県では、国際観光地「箱根」の渋滞対策や回遊性向上を目的に、箱根町とともに地域の交通事業者、観光団体などで構成する「箱根スマイル2000万人プロジェクト検討委員会（委員長：横浜国立大学大学院中村文彦教授）」を設置し、平成18年度から平成20年度までの3年間、様々な交通社会実験を行いながら検討を進めてきました。

その一環として平成21年度から、民間との連携による電動アシスト自転車を利用した「箱根パーク&サイクル」を本格実施し、観光に訪れた多くの皆様に環境にやさしい箱根観光を楽しんでいただいています。

□ 交通需要マネジメント等の推進

都市交通に係る環境負荷の低減を目指し、道路交通の渋滞対策としての交通需要マネジメント等を推進します。

- ・ 自動車の相乗りやカーシェアリング（※）の普及・促進を図ります。

※ カーシェアリング：1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態。自分の自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要なときにその団体の自動車を借りることができる。

- ・ 路線バスを優先的に通過できるよう信号制御を行い、バスの所要時間の短縮と定時運行を確保します。
- ・ 信号制御の高度化、車輻感知器による交通情報の収集・提供など交通システムの高度化、交通情報提供システム（AMIS）などを整備します。

② エコドライブの促進

□ エコドライブの推進

事業者、関係団体等と連携して、運行管理者を対象としたエコドライブ研修を行うなど、エコドライブの一層の普及・推進に取り組みます。

③ 環境負荷の少ない自動車等の利用促進

□ 電気自動車（EV）等の普及拡大

「EVイニシアティブかながわ」に基づき、環境性能が最も優れた自動車である電気自動車（EV）について、導入補助などの支援や充電インフラの整備などに計画的に取り組み、市町村や企業・大学などと連携しながら普及を図ります。

また、電気自動車を活用したモデル事業を実施して、電気自動車のレンタカーやタクシーなどへの利用分野の拡大を図るとともに、電気自動車に関連する研究・開発・生産拠点が集積している本県の利点を活かし、産学公の連携によ

る電気バスの研究・開発や電気バイクの普及など、電動車種の拡大にも積極的に取り組みます。

さらに、電気自動車以外にも、環境性能の優れた低公害車の導入促進を図ります。

④ 交通流の円滑化による温暖化対策

□ 道路網の整備

体系的な道路網を整備することにより、交通の流れを改善し、エネルギー利用の効率化によるCO₂の排出量削減や大気環境の保全など、都市における環境負荷の低減を図ります。

- ・ 県土構造の骨格となる自動車専用道路網の整備を促進します。
- ・ 新たに整備される自動車専用道路のインターチェンジへの円滑なアクセスを確保し、利便性を県内各地域へ広めるため、インターチェンジに接続する道路の整備を推進します。
- ・ 自動車専用道路網を補完して地域間を連絡する広域的な道路から、県民の日常生活を支える道路に至るまで、多様な交流・連携を支える道路網の体系的な整備を推進します。
- ・ 地域分断や交通のボトルネック（※）を解消し、道路ネットワーク全体としての機能向上を図るため、橋りょうの整備や鉄道との立体交差化の推進と渋滞交差点の解消を推進します。

※ ボトルネック：道路構造の要因で交通の流れが悪く、渋滞が発生する箇所

(5) 廃棄物部門

ア 廃棄物部門の現状と課題

- 廃棄物部門からのCO₂排出量は近年では減少傾向にあります。これは、県内における一般廃棄物・産業廃棄物の焼却等の中間処理量が、減少傾向にあるためと考えられます。
- 身近な家庭生活における3R(※)の取組みを通じて、県民一人ひとりが改めて地球温暖化対策の必要性を認識し、ライフスタイルの変革につなげていくことが重要です。

※ 3R:Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用

- 今後、高度成長期に急増した建築物が更新期を迎えることなどにより、産業廃棄物の増加も見込まれることなどから、CO₂を削減するためには、3Rの推進を通じた廃棄物の更なる排出削減の取組みが必要です。

イ 具体的に取り組む施策

県は循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、NPO、市町村等と協働して3Rを推進するなど総合的な取組みを進めるとともに、県民、事業者の自主的な発生抑制や地域における循環的利用を円滑に推進します。

一般廃棄物については、県内の市町村による容器包装リサイクル法に基づく分別収集を促進し、容器包装廃棄物の発生抑制と循環的利用の推進を図ります。

産業廃棄物については、多量排出事業者を対象とした廃棄物自主管理事業による事業者の自主的な取組みを促進するなど、発生抑制と循環的利用を促進します。

□ 3Rの総合的な取組みの推進

廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、県民、事業者、NPO、市町村等の各主体と協働して、総合的な取組みを進めます。

□ 容器包装廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進

県のリサイクル関連情報の総合サイトである「かながわりサイクル情報」や各種広報媒体等を活用し、容器包装廃棄物の発生抑制と循環的利用の必要性についての普及啓発を行います。

□ レジ袋の削減に向けた取組みの推進

「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくため、事業者、消費者団体等各種団体、市町村、県が連携・協力して、レジ袋削減の取組みを進めます。

□ 廃棄物系バイオマスの有効利用

剪定枝の回収、資源化の促進に資するため、市町村による剪定枝の資源化の取組みに対して支援を行います。

□ **ごみ処理広域化の推進**

県内市町村の相互の連携、協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の実現を図り、ごみの減量化・資源化を進めるほか、県は焼却残渣の資源化など、広域ブロックを超えた課題解決に向けた支援を行います。

□ **事業者による自主的な発生抑制、循環的利用の促進**

事業者の生産工程や流通過程での自主的な発生抑制、循環的利用の取組みを推進するため、事業者への3R関連情報等の提供や多量排出事業者への働きかけ、リサイクル製品認定制度による事業者支援などを行います。

□ **九都県市による廃棄物の発生抑制や資源化の推進**

九都県市首脳会議を通じ、廃棄物の発生抑制や資源化の推進に向けた普及啓発の実施など、広域的な取組みを進めます。

□ **ダム堆積土砂や流木の再資源化**

ダム上流域から流入する土砂を取り除き、災害防止を図るとともに、利用可能な土砂を建設用骨材等として活用します。また、ダム湖に流入した流木をチップ化して、公園の遊歩道や堆肥原料に利用するとともに、浄水場の浄水処理過程から発生する浄水発生土をセメント原材料や園芸用土等として再資源化します。

(6) 新エネルギー等の普及拡大

ア 新エネルギー等の普及拡大に関する課題

- 低炭素社会の実現を目指すには、省エネルギー対策を充実させるとともに、太陽光発電や電気自動車（EV）などの新エネルギー等の活用を推進していく必要があります。
- 一方、太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電などをはじめとする新エネルギー等の活用については、多額の初期投資を要することが大きな課題となっています。また、新エネルギー等の中には、風力発電のように適地が限定されるものや、バイオマス熱利用のように資源が地域的に偏在するものもあることから、県の地域特性や技術開発の状況を踏まえて、効果的な新エネルギー等を選択し、普及を図る必要があります。
- 太陽光発電については、一般の戸建住宅にも設置が可能であることから、潜在的な導入量が大きく、また、国や自治体による補助制度等をきっかけとして導入量が伸びていますが、中期的な温室効果ガスの削減目標を達成するためには、更なる普及拡大が必要です。
- さらに、地域経済の発展や質の高い県民生活の実現と実効性のある地球温暖化対策を両立させるためには、新エネルギー等に係る新技術の開発や産業の育成が必要です。

イ 具体的に取り組む施策

太陽光発電について、市町村と連携して住宅への設備の普及を図るとともに、電気自動車の普及に向けて、産学公が連携した取組みを推進します。

また、新エネルギー等に関する産業や技術を振興するために、新エネルギー関連産業の集積を図り、産学公による技術連携を推進します。

さらに、今後、国においては、再生可能エネルギーの利用を促進するため、全量固定価格買取制度（電気事業者が一定の価格、期間及び条件の下で、電気である再生可能エネルギーの全量について、調達する制度をいう。）の創設が検討されますが、こうした制度の導入なども踏まえ、将来的に県として普及に取り組むべき新エネルギー等について検討を行います。

① 新エネルギー等の導入の促進

□ 太陽光発電の普及拡大

国においては、今後3～5年で住宅用太陽光発電設備の価格の半減を目指し、補助制度や余剰電力の新たな買取制度を実施していることを踏まえつつ、市町村と連携した住宅用太陽光発電設備の設置費補助などの支援策を講じるとともに、住宅メーカーやエコファイナンスを通じた金融機関の協力等を得て、一層普及に努めます。

□ 太陽熱利用その他の新エネルギー等の普及促進

太陽熱を給湯などに利用する太陽熱利用システムは、比較的導入コストが低く、エネルギー変換効率も高いことから、CO₂削減効果・費用対効果に優れたシステムです。

しかしながら、太陽熱利用は、近年、導入量が減少していることから、普及拡大に向けた啓発や情報提供を行います。

また、太陽光・太陽熱以外の風力発電、中小規模水力発電、バイオマス熱利用、温度差熱利用などの新エネルギー等についても、立地条件や原料の安定供給の状況等を踏まえながら、普及策を検討します。

□ 計画書制度での新エネルギー等導入検討の義務づけ

条例に基づき創設した、「建築物温暖化対策計画書」制度及び「特定開発事業温暖化対策計画書」制度において、「新エネルギー等の活用に係る検討の結果」を記載することを義務づけ、単体の建築物や街区レベルでの新エネルギー等の導入促進を図ります。

また、「事業活動温暖化対策計画書」制度においても、事業活動における新エネルギー等の導入促進を図ります。

□ 新エネルギー等に関する普及啓発の実施

太陽光発電をはじめとした新エネルギー等について、環境への効果、設置費用、補助金などに関する情報提供を行います。

また、太陽光発電メーカーやNPOの協力を得て、イベントなどにおいて普及啓発活動を行います。

□ 廃棄物系バイオマスの有効利用（再掲）

剪定枝の回収、資源化の促進に資するため、市町村による剪定枝の資源化の取組みに対して支援を行います。

□ 公共施設への新エネルギー等の導入

国のグリーンニューディール基金を活用し、市町村の公共施設への新エネルギー等の導入を促進します。

□ 電気自動車（EV）等の普及拡大（再掲）

「EVイニシアティブかながわ」に基づき、環境性能が最も優れた自動車である電気自動車（EV）について、導入補助などの支援や充電インフラの整備などに計画的に取り組み、市町村や企業・大学などと連携しながら普及を図ります。

また、電気自動車を活用したモデル事業を実施して、電気自動車のレンタカーやタクシーなどへの利用分野の拡大を図るとともに、電気自動車に関連する研究・開発・生産拠点が集積している本県の利点を活かし、産学公の連携によ

る電気バスの研究・開発や電気バイクの普及など、電動車種の拡大にも積極的に取り組みます。

さらに、電気自動車以外にも、環境性能の優れた低公害車の導入促進を図ります。

② 新エネルギー等の産業の振興、研究開発の促進

□ 高度な技術を有する企業や研究所の集積の促進

高度な技術を有する企業や研究所の集積を促進し、地球温暖化の防止に寄与する技術や製品の開発を推進します。

□ 産学公による技術連携の推進

誘致企業をはじめとした大企業、大学、地元中小企業等との連携を強化し、共同研究、技術移転を進める神奈川R&Dネットワーク構想を推進します。

この構想の一環として、低炭素社会への対応など企業に共通する社会的課題について、研究会を立ち上げるなど、企業の技術力を活かした取組みを行います。

さらに、大企業の保有技術の県内中小企業への移転や県内中小企業のオンリーワン技術を大企業で活用するための展示会やフォーラム、セミナー等を開催します。

□ 農業、畜産業における省エネルギー等の技術開発の推進（再掲）

施設園芸での省エネルギー技術開発のため、効率的なヒートポンプ利用方法及び自然エネルギー利用の検討などを行い、省エネルギー・低コスト栽培システムの開発・研究を推進します。

また、自然エネルギーを活用した家畜ふん尿の簡易堆肥化及び浄化处理技術の開発を推進します。

③ 地域の新エネルギー等資源の活用

□ 小水力発電の導入

配水池に流入する水の未利用エネルギーを活用した小型の水力発電設備の導入等を推進するとともに、市町村が実施する小水力発電導入に係る技術支援や、発電所等所在市町村が実施するクリーンエネルギーの導入等に対して支援を行います。

(7) まちづくり

ア まちづくりに関する課題

- CO₂排出量の大幅な削減を達成するためには、社会経済活動の基盤となるまちづくりにおいても、低炭素社会を目指した取組みが求められています。
- まちづくりにおける地球温暖化対策としては、住宅やオフィスビル等の建物単体への対策を推進するとともに、街区・建物間のエネルギー共有といった面的な広がりをもった視点から取り組んでいく必要があります。
- まちづくりの分野での取組みは、社会全体のエネルギー消費やCO₂の排出を削減する効果が期待できるとされています。このため、国の「京都議定書目標達成計画」や、「低炭素社会づくり行動計画」においても、「点から面へ」「低炭素型の都市・地域づくり」等の表現で、都市・地域を低炭素型のデザインとすることを促進することを目指しており、継続的・多面的に取り組んでいく必要があります。

イ 具体的に取る施策

県では、「環境と共生した安全性の高い県土の形成」を県土づくりの基本的な方向性として位置づけ、利便性が高くにぎわいのある都市環境と個性ある豊かな自然的環境がともに存在し、調和している神奈川の魅力を維持・向上させるため、自然や地形などを考慮して水やみどりの適切な保全と活用を図ることとしています。さらに、地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進めることとしています。具体的な施策の展開に当たっては、こうした基本的な方向性に基づき、環境共生協定の締結による誘導や、条例に基づく「特定開発事業温暖化対策計画書」制度により、エネルギーの面的利用の促進、新エネルギー等の活用、交通環境への配慮、緑の保全と創出など、まちづくりにおける地球温暖化対策を促進します。

【 街区等の面的な対策の促進 】

□ 特定開発事業温暖化対策計画書制度の創設（再掲）

開発行為を行う面積が一定規模以上の開発事業で、かつ、延床面積が一定規模以上の建築物の新築を伴う事業を実施する事業者に対し、条例に基づき、開発事業の計画段階において、エネルギーの面的な利用などのエネルギー使用の合理化、新エネルギーの導入の検討結果、ヒートアイランド現象の緩和策などを記載した「特定開発事業温暖化対策計画書」の提出を義務づけ、県が公表を行うことにより、開発エリア全体の温室効果ガスの排出削減を図ります。

また、エネルギーの面的利用などを促進するため、「面的エネルギー利用等活用促進マップ」を作成し、情報提供します。

□ 環境共生モデル都市ツインシティの形成

東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚側地区とを新たな道路橋でつなぎ、両地区の機能分担と機能連携が図られた一体的な都市を整備し、全国との交流連携の窓口となるゲートを形成するとともに、環境と共生するモデル都市を目指し、都市計画決定に向けた調査検討を行います。

□ 環境共生型プロジェクトの促進

県央・湘南都市圏を対象に、持続可能な都市づくりを推進するため、都市づくり事業を環境負荷の少ない事業等に誘導するための仕組みとして「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」を定め、県と環境共生協定を締結した事業について「環境共生都市づくり事業」として県が認証します。

□ 市町村と連携したヒートアイランド対策の推進

県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会等を通して、市町村のヒートアイランド(※)対策に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて技術支援を行うなど、関係市町村と連携した対策の促進を図ります。

※ ヒートアイランド：空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などの増加による地表面の人工化によって、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象

□ 商店街の環境・保全の推進

商店街団体等が行う環境の整備・保全や資源の再利用の促進を図るための事業に対し支援を行います。

【 公共交通機関の利用促進・交通流の円滑化等 】

□ 公共交通機関の利用者の利便の増進（再掲）

既存の交通網や交通結節点を活かした利便性の高い公共交通の構築や、シームレス化（乗継ぎの円滑化）などを推進することにより、自動車利用からエネルギー効率の良い公共交通利用への転換を促し、都市交通に係る環境負荷の低減を図ります。

- ・ 相互直通運転などにより、異なる鉄道路線間の乗継ぎの円滑化を図ります。
- ・ バスレーンの設置等によるバスの走行環境の改善や、パークアンドライド、サイクルアンドライドの導入を図ります。

□ 自転車走行空間の充実とネットワーク化（再掲）

自転車通行量が多く主要な交通手段としての役割を担っている地域では、道路状況等に応じて、自転車通行環境の整備を実施します。また、自転車道の整備を行うことなどにより、地域内におけるネットワーク化を図ります。

さらに、民間事業者との連携による電動アシスト自転車を活用したレンタサイクル（箱根パーク&サイクル）の実施など、自転車利用の促進を図ります。

□ 交通需要マネジメント等の推進（再掲）

都市交通に係る環境負荷の低減を目指し、道路交通の渋滞対策としての交通需要マネジメント等を推進します。

- ・ 自動車の相乗りやカーシェアリングの普及・促進を図ります。
- ・ 路線バスを優先的に通過できるよう信号制御を行い、バスの所要時間の短縮と定時運行を確保します。
- ・ 信号制御の高度化、車両感知器による交通情報の収集・提供など交通システムの高度化、交通情報提供システム（AMIS）などを整備します。

□ 道路網の整備（再掲）

体系的な道路網を整備することにより、交通の流れを改善し、エネルギー利用の効率化によるCO₂の排出量削減や大気環境の保全など、都市における環境負荷の低減を図ります。

- ・ 県土構造の骨格となる自動車専用道路網の整備を促進します。
- ・ 新たに整備される自動車専用道路のインターチェンジへの円滑なアクセスを確保し、利便性を県内各地域へ広めるため、インターチェンジに接続する道路の整備を推進します。
- ・ 自動車専用道路網を補完して地域間を連絡する広域的な道路から、県民の日常生活を支える道路に至るまで、多様な交流・連携を支える道路網の体系的な整備を推進します。
- ・ 地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体としての機能向上を図るため、橋りょうの整備や鉄道との立体交差化の推進と渋滞交差点の解消を推進します。

(8) 消費行動

ア 消費行動に関する課題

- 事業活動や日常生活における資材や商品の購入や使用、サービスの利用などの「消費行動」もCO₂排出量に大きく関連しています。
- 商品などは、資源採取・製造・流通・使用消費・廃棄・リサイクル等の各過程においてCO₂を排出していることから、こうしたライフサイクルを通じてCO₂排出量がより少ない商品などを選んで購入することが重要です。
- また、環境に配慮した商品の購入等を促進していくためには、商品の環境に与える負荷等の情報を、より分かりやすく提供していく必要があります。

イ 具体的に取り組む施策

商品やサービスの購入者や利用者が、CO₂排出量のより少ない商品やサービスを選択しやすくするために、環境ラベル等の周知を図るとともに、事業者に対しては商品等への環境ラベルの表示を働きかけます。

また、食材や木材の地産地消を普及させることで、消費されるまでに排出されるCO₂の削減を図ります。

□ 消費行動に関わるCO₂排出量の削減に向けた事業者との連携等

商品の販売・サービスの提供等の活動について、消費行動に関わるCO₂の削減につながる取組みを推進する旨の協定を県と事業者とで締結するなど、事業者と連携した取組みを検討します。

また、直売所への来場者の自動車から排出されるCO₂の表示などの「見える化」を進め、CO₂削減につながる消費行動を促します。

□ グリーン購入の推進

環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入するグリーン購入の取組みは、地球温暖化対策としても有効です。県では、物品・サービスの購入、グリーン配送、グリーン入札について定めた「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、県自らがグリーン購入を率先実行するとともに、市町村や事業者へのグリーン購入の普及を図ります。

また、事業者・消費者・行政からなる「グリーン購入ネットワーク」に参加し、幅広くグリーン購入の普及啓発を行います。

□ カーボンオフセット等の普及促進（再掲）

CO₂排出量の「見える化」を推進し、日常生活の中で適切に商品やサービスを選択できるよう、「エコマーク」や「省エネラベル」など、CO₂排出量の少ない商品・サービスの選択方法について周知を図ります。

また、今後、制度化や普及が見込まれる、カーボンオフセット、カーボンフットプリント、フードマイレージなどの新たな手法について周知を図るとともに、普及策を検討します。

□ レジ袋の削減に向けた取組みの推進（再掲）

「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくため、事業者、消費者団体等各種団体、市町村、県が連携・協力して、レジ袋削減の取組みを進めます。

□ 地産地消の推進

地域で生産された食材をその地域で消費する「地産地消」の取組みは、地元の新鮮な旬の食材を入手でき、地域の活性化につながるだけではなく、生産地から消費される場所までの距離が短いことから、輸送に伴うエネルギー消費量とCO₂排出量を削減することができます。地産地消の推進に向けて、学校給食における県産食材の活用促進などに取り組みます。

また、カーボンフットプリントを活用した、野菜の生産・流通・廃棄にいたる過程でのCO₂排出量を表示することにより、消費者がよりCO₂排出量の少ない食材・購買方法を選択できるようにします。

さらに、神奈川の森林から生産された間伐材の有効活用についても、輸送エネルギーと温室効果ガスの削減に有効であることから、県産木材住宅の普及等「地材地消」の推進に取り組みます。

（事業紹介：学校給食地産地消推進事業）

学校給食に、より多くの県内産食材を活用していただくための情報発信・食材調達支援を行うとともに、地産地消と学校における食育の推進をつなぐ取組みとして、県内の公立小中学校と特別支援学校に呼びかけ、「かながわ産品学校給食デー」を推進しています。

2008年度は、対象校全体の93%で「かながわ産品学校給食デー」が実施され、県産米、大根・キャベツ・小松菜などの県産野菜、みかん、柿、キウイフルーツなどの県産果実、牛乳や豚肉などの県産畜産物、鰯・かますの干物やひじきなどの県産水産物が活用されました。

(9) 森林等の整備・保全

ア 森林等の整備・保全に関する課題

- 県内の森林面積は約9万5千haで県土面積の39%を占めており、CO₂を吸収する機能のみならず、水源かん養、土砂流出防止、生物多様性保全など様々な公益的機能を有しています。
- しかし、近年、県内各地の森林の手入れ不足などによる荒廃が進行しており、そのまま放置すると森林の持つ公益的機能の低下が懸念されることから、森林の整備・保全を進めることが求められています。
- 木材は大気中のCO₂をストックし、再生産可能であるなど環境に優しい資材であるほか、木材の利用を進めることにより森林整備が促進され、また、そのことが森林のCO₂吸収を高めるなど、木材の利用推進は多くの意義を有しています。
- 長引く林業の低迷により、県内の木材生産量は減少を続けていましたが、間伐材等の有効利用による森林整備を促進するため、2005年度（平成17年度）から、県産木材の生産・加工・消費にわたる総合的な取組みを進め、徐々に木材生産量が増加してきており、今後もこうした取組みを着実に推進していく必要があります。
- また、都市部においては緑地の減少が進んでいることから、都市公園などの整備や地域制緑地の指定、かながわのナショナル・トラスト運動などにより、緑地の整備と保全を推進する必要があります。

イ 具体的に取り組む施策

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林の整備・保全を進めるとともに、県産木材の利用を推進することにより、森林整備を促進します。

また、都市公園の整備などにより、緑地の整備と保全を推進します。

① 森林の整備・保全

□ 森林の整備・保全

水源の森林づくり事業による私有林の公的管理・支援を推進するとともに、県営林等の整備・保全を推進します。

また、市町村の行う私有林の公的管理・支援及び市町村有林の整備への支援や、森林ボランティア活動への支援、企業・団体等の森林づくりへの参加の促進などにより、市町村や県民との協働による森林づくりを推進します。

(事業紹介：森林再生パートナー制度)

水源の森林づくりに対する企業・団体からの参加協力の仕組みとして開始した水源林パートナー制度を拡充し、2009年（平成21年）3月から、森林再生パートナー制度により、企業・団体による県の行う森林整備への協力や、森林所有者への直接支援を推進しています。

森林再生パートナーになると、企業は支援（整備）する森林に企業の森として命名、銘板の設置が可能（ネーミングライツ）となり、社員や家族などによる森林活動を行うことができます。

また、県は、支援をいただいて行った森林整備の場所や面積、CO₂吸収量などを公表し、ホームページや県作成の地図等で企業等のCSR活動を具体的にPRします。

□ 県産木材の有効活用

森林整備に伴い発生する間伐材の搬出支援、木材加工施設の整備、産地・品質認証の推進、公共施設や住宅等への県産木材の利用促進、「かながわ木づかい運動」の展開による木材利用の普及啓発など、生産・加工・消費にわたる総合的な取組みを進めます。

また、取組みに当たっては、森林づくりや地球温暖化防止との関係、さらには、木材利用の持つカーボンストックの役割を明らかにしながら進めていきます。

(事業紹介：かながわ木づかい運動)

県では、緑豊かな森林を保つため、1995年（平成7年）から、森林や木材業関係の民間事業者の方々との連携により、「かながわ木づかい運動」に取り組んでいます。

緑豊かな森林を保つためには、間伐材をはじめ、かながわの森林から生産される「県産木材」を使うことを通して、間伐を促進し、森林を循環させていくことが必要です。

「かながわ木づかい運動」では、かながわ県産木材産地認証制度の推進や、県産木材の普及PR活動、木製小物から家具・建具、建築用製材品・木製品、住宅に至るまでの、県産木材の様々な製品開発や利用促進を通じて、県産木材の需要拡大に取り組んでいます。

② 緑地の保全及び緑化の推進

□ 都市公園の整備・維持管理

都市のみどりの保全と創造を図るため、県立都市公園などの整備を図るとともに、市町村の都市公園整備に係る助言・指導などの支援を行います。

また、県立都市公園については、様々な工夫を行い環境に配慮した整備や維持管理を行います。

□ 街路樹の整備、維持管理

街路樹・植栽帯の整備や維持管理による道路緑化を推進します。

□ 緑地保全の推進

特別緑地保全地区をはじめとした地域制緑地の指定や買入れ、かながわのナショナル・トラスト運動による買入れ等を行います。

(10) 地球温暖化対策教育

ア 地球温暖化対策教育に関する課題

- エネルギー多消費型の社会から低炭素社会へと転換していくためには、個人の意識と行動を変えていく必要があります。地球温暖化対策は、今後、長期にわたって取り組んでいくべき課題であるため、次世代を担う青少年に向けた地球温暖化対策に関する教育が重要です。
- また、日常生活や事業活動の中で地球温暖化対策を推進するためには、活動の中心となる指導者や、専門的な新しい技術や知見などを持つ人材が不可欠です。
- 環境教育、環境学習の分野では、関連する専門知識や教育活動のノウハウを有するNPOや企業も多く、こうしたNPOや企業との協働により、地球温暖化対策に関する効果的な環境教育、環境学習の展開を図っていく必要があります。

イ 具体的に取り組む施策

学校教育の中で、地球温暖化対策に関する知識や経験の習得を図るため、新エネルギー・省エネルギーに関する知識・経験を有する講師の派遣や環境教育を支える教員の育成などを推進します。

また、NPOと協働した環境学習の支援活動や、地球温暖化対策を推進する上で不可欠な、専門的知識を持った人材の育成などに取り組みます。

① 学校教育等における環境教育の推進

□ 新エネルギー等を活用した地球温暖化対策教育の推進

新エネルギー等に関する技術を実際に見て、体験することにより、新エネルギー等に関する知識を高めることを目的として、学校に設置されている太陽光発電設備を活用した地球温暖化対策に係る教育の促進を検討します。

□ 学校における環境教育の推進

- ・ (対象：高等学校) 環境教育の研究指定校を中心として、地球温暖化問題や環境・エネルギー問題について、自らの考えを持ち、自ら行動できる人材を育成します。

また、地球温暖化などの環境問題に対する意識啓発と、実践的な態度の育成などを目的として、環境シンポジウム等を開催します。

- ・ (対象：小学校、中学校、高等学校等) 学校教育を通じて新エネルギー・省エネルギーの普及啓発、導入促進を図るため、NPOや企業との協働により、新エネルギー・省エネルギーに関して豊富な知識・経験を有する講師を学校に派遣します。

(事業紹介：新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業)

学校教育を通じて、地域社会での新エネルギーや省エネルギーの普及啓発・導入促進を図るため、豊富な知識と経験を有するNPO等や企業の皆さんに、小学校・中学校・高等学校等で実験などを交えた体験型の授業を実施していただく「新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業」を実施しています。

授業では、新エネルギーや省エネルギーの必要性や自分たちが今できることについて、手回し発電機や太陽電池などの様々な題材で、楽しく学ぶことができます。

平成14年度のスタートから平成21年度までに、延べ262校で授業を行ってきました。これまでに実施した授業の様子や、児童・生徒の皆さんの感想は、県ホームページでご覧いただけます。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/kankyokyoiku/dispatch/index.html>)

- ・ (対象：小学校) 地球温暖化対策に関する教育支援のため、地球温暖化問題に関する学習教材の作成や提供を行います。
- ・ (対象：大学等) 県内の大学生や大学院生を対象に、環境配慮に取り組んでいる企業等においてインターンシップ研修生として業務を体験させ、地球温暖化などの環境問題の解決に必要な意欲及び実践能力を有する人材を育成します。
- ・ (共通) 学校における「マイアジェンダ登録」の普及拡大を図り、学校における環境教育や環境配慮の取組みを促進します。

□ 環境教育を支える教員の育成

学校における環境教育の普及を図るため、県又は国等の外部機関が実施する環境教育に関する研修会に教員を派遣するなど、より多くの教職員が環境教育についての知識や理解を深めることができるよう努めます。

□ 社会教育施設、研究機関等における環境教育の推進

生命の星・地球博物館における地球温暖化など地球環境についての展示や図書収集・配架、環境科学センターにおける講座の開催や実習・実験ができる環境学習施設の提供・技術指導、実習機材等の貸し出しなどにより、県民に環境学習の情報や機会を提供します。

② NPOなどと協働した環境学習の支援

□ 環境情報の提供

地球温暖化などの環境問題に関する情報提供や、環境問題・環境活動に関する相談への対応のため、「かながわエコBOX (正式名称：アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー)」をNPOとの協働で運営します。

また、県の環境情報を提供するホームページ「かながわの環境」において、環境行政に関する情報や県内の環境関連イベントの情報などを提供します。

(事業紹介：かながわエコBOX)

横浜駅西口のかながわ県民センターに2004年（平成16年）から開設している「かながわエコBOX（正式名称：アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー）」は、NPOと協働して運営している、環境分野の情報提供と相談対応を行うための窓口です。

かながわエコBOXでは、環境に関する書籍、展示パネル、環境計測器などの貸出も行っており、県民、事業者、団体等が、環境配慮の取組みを進めるために活用しています。



③ 地球温暖化に関する指導者・専門的な人材の養成

□ 専門的な人材教育の推進

家庭や地域において、CO₂排出量削減の具体的な取組みを推進していくための専門的な知見を有する人材の育成を図ります。

また、県内の大学等が行う地球温暖化対策に貢献する専門的な環境教育について、教育プログラムの企画・実施に協力するとともに、情報収集・情報提供を行います。

□ 地域における活動の指導者の育成と支援

地球温暖化防止活動推進員が、地域の小学校や公民館などで、地球温暖化対策をはじめとする環境教育の講師などとして活動できるよう、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップを図ります。

また、県民の実践活動を支援するため、より広く県民や教員を対象として、学習指導者を養成するための講座や、実践者のスキルアップを目指す専門講座を開催します。

(事業紹介：地球温暖化防止活動推進員による活動)

地球温暖化防止活動推進員は、温対法に基づき、地域における地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識の普及、地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する方々を知事等が委嘱するボランティアです。

推進員は、県内の各地域で、それぞれの経験や知識を活かして、地球温暖化問題に関する普及啓発など、様々な活動を行っています。

(11) 広域連携・国際環境協力

ア 広域連携・国際環境協力の課題

- 地球温暖化対策は地球規模の環境問題であることから、県内のCO₂排出量を削減するための取組みだけでなく、近隣の自治体や他の国々と協力して相互にCO₂削減に努めることも重要です。
- 県を含む首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のCO₂排出量は全国の約2割を占めており、効果的な対策の広域的展開が求められています。
- また、県民一人ひとりの意識改革やライフスタイルの変革を進めていくためには、より地域に密着した施策展開が可能な市町村や、地球温暖化防止活動推進センター等との連携による地域に根ざした取組みも重要です。
- さらに海外では、急激な経済発展や人口の増加などによってCO₂排出量の増加が著しいアジア地域等において、これまで環境の改善に積極的に取り組んできた神奈川の経験や技術、人材の蓄積を活かし、地域の環境改善に寄与することが求められています。

イ 具体的に取り組む施策

地域に根ざした取組みとして、県と市の地球温暖化防止活動推進センターの連携を促進します。また、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップや市町村との関係づくりを促進します。

さらに、県内市町村や、近隣の都県、海外の自治体などと連携した取組みを行います。

① 地球温暖化防止活動推進センター等との連携による取組み

□ 県・市の地球温暖化防止活動推進センターの連携の促進

県及び市の地球温暖化防止活動推進センター等により構成する連絡会議を設置し、情報交換やネットワーク化に取り組み、県・市の地球温暖化防止活動推進センターの連携を促進します。

□ 地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ等の推進

地球温暖化防止活動推進員が地域におけるより実効性のある温暖化対策に取り組むことができるよう、推進員のスキルアップや、推進員と市町村の関係づくりの促進に努めます。

② 近隣自治体と連携した温暖化対策

□ 九都県市による地球温暖化対策の推進

九都県市首脳会議を通じ、ライトダウンや冷暖房温度設定の見直し、クールビズ・ウォームビズなど省エネルギー型ライフスタイルのキャンペーンの実施など、広域的な取組みを展開します。

□ 九都県市による廃棄物の発生抑制や資源化の推進（再掲）

九都県市首脳会議を通じ、廃棄物の発生抑制や資源化の推進に向けた普及啓発の実施など、広域的な取組みを進めます。

□ 環境分野における首都圏広域連合の検討

首都圏において政策立案から事業の実施までを担う責任ある体制を整備するため、地方自治法に基づく「首都圏広域連合」の設置に向け、環境分野における首都圏の広域的な取組みについて、九都県市首脳会議において検討を進めます。

③ 市町村と連携した温暖化対策

県内の各市町村では、県民に身近な家庭部門の温暖化対策や、地域の資源を活用した新エネルギー等の導入など、それぞれに地域の特性を活かした対策を実施しており、温暖化対策を進めるうえで重要な役割を担っています。また、温暖化対策に関する独自の条例や計画を策定し、先進的に取り組んでいる市町村もあります。

県は広域自治体として、これら市町村との情報交換や連携・協力を通じて、県全体の効果的な温暖化対策の推進を図ります。

□ 住宅用太陽光発電等新エネルギーの導入支援

住宅用太陽光発電設備導入に対する補助制度など、各家庭への新エネルギー導入を国や市町村と連携して支援します。

□ 市町村と連携したヒートアイランド対策の推進（再掲）

県・市町村ヒートアイランド問題連絡協議会等を通して、市町村のヒートアイランド対策に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて技術支援を行うなど、関係市町村と連携した対策の促進を図ります。

□ ごみ処理広域化の推進（再掲）

県内市町村の相互の連携、協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の実現を図り、ごみの減量化・資源化を進めるほか、県は焼却残渣の資源化など、広域ブロックを超えた課題解決に向けた支援を行います。

④ 国際環境協力の推進

□ 自治体の国際的な連携の推進

地球温暖化対策等に取り組む自治体の国際的な組織である「イクレイ（ICLEI）－持続可能性をめざす自治体協議会」を通じ、環境分野における自治体間の国際的な連携を推進します。

□ アジアにおける環境協力の推進

地球温暖化防止に資する優れた技術を有する企業と連携し、アジアにおける環境協力を推進し、地球温暖化対策を支援します。

□ 海外の友好交流自治体との政策交流

ドイツのバーデン・ビュルテンベルク州など、本県の友好交流先の自治体等と地球温暖化対策に関する情報を共有し、それぞれの地域における施策推進の参考にします。

□ 海外からの研修員等の受け入れ

これまで環境の改善に積極的に取り組んできた神奈川の経験や技術を海外の自治体等でも活用していただけるよう、海外からの研修員等を積極的に受け入れます。

□ (財)地球環境戦略研究機関への支援

アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な政策研究を行う国際的研究機関である(財)地球環境戦略研究機関に対して、誘致自治体としての協力の一環として支援を行います。

7 計画の進行管理

- 本計画による施策等の効果を把握していくため、計画の進行管理を行います。

7. 1 進行管理の方法

- 計画全体の目標である、温室効果ガスの排出削減目標の達成状況については、毎年度実施する温室効果ガス排出量推計によって把握します。
- しかし、温室効果ガス排出量推計は、統計資料などを用いて作業をする必要があることから、把握できる排出量の情報は約2年遅れのものとなります。そのため、計画の進行管理は、計画に位置づけた主要な施策の進捗状況を把握することにより行います。
- 温室効果ガス排出量推計の結果や、施策の進捗状況等については、県ホームページ等で公開します。

7. 2 進行管理の組織

- 本計画の進行管理や見直しは、神奈川県環境審議会において行います。
- また、この計画は様々な行政分野にわたるものであることから、計画の推進にあたっては、県庁内の部局横断的な組織を活用して、全庁的に地球温暖化対策を推進します。

神奈川県地球温暖化対策計画の策定経緯

1 骨子案への県民意見の反映

(1) 骨子案に係る県民意見反映手続等の状況

- ア 募集期間 平成21年10月29日（木）～11月27日（金）
- イ 意見募集の周知
 - (ア) 記者発表
 - (イ) 県のホームページに登載、各地域県政情報コーナー等に資料配架
 - (ウ) 県のたより、神奈川新聞「県民の窓」及び朝日新聞「かながわ広場」に募集案内を掲載
 - (エ) 神奈川県経営者協会及び神奈川県中小企業団体中央会に周知を依頼
 - (オ) 神奈川県環境保全協議会及びかながわ地球環境保全推進会議の構成員等に募集案内を送付
 - (カ) 県民との意見交換会を開催（平成21年11月25日（水））
- ウ 意見の提出方法 郵送、電子メール、ファクシミリ等
- エ 意見の件数 245件（意見提出者数 105人・団体）
- オ 意見の内容

区 分	合計
温室効果ガス排出量の現状と将来推計	16件
温室効果ガスの削減目標	33件
削減目標の達成に向けた対策	159件
その他	37件
合計	245件

カ 意見の反映状況

区 分	合計
計画（素案）に反映させたもの	47件
意見の趣旨が既に骨子案に盛り込まれているもの	14件
今後の取組みの参考にするもの	91件
計画（素案）に反映できないもの	59件
その他	34件
合計	245件

(2) 市町村の意見聴取

- ア 市町村温暖化対策主管課長会議の開催 平成21年11月16日（月）
- イ 意見照会 平成21年11月12日（木）～11月25日（水）

(3) かながわ地球環境保全推進会議の開催

- ア 県民部会・企業部会合同部会 平成21年11月12日（木）

2 素案への県民意見の反映

(1) 素案に係る県民意見反映手続等の状況

- ア 募集期間 平成21年12月22日（火）～平成22年1月20日（水）
- イ 意見募集の周知
- (ア) 記者発表
 - (イ) 県のホームページに登載、各地域県政情報コーナー等に資料配架
 - (ウ) 神奈川新聞「県民の窓」及び朝日新聞「かながわ広場」に募集案内を掲載
 - (エ) 神奈川県経営者協会及び神奈川県中小企業団体中央会に周知を依頼
- ウ 意見の提出方法 郵送、電子メール、ファクシミリ等
- エ 意見の件数 93件（意見提出者数 30人・団体）
- オ 意見の内容

区 分	合計
地球温暖化対策の方向性と温室効果ガスの削減目標	21件
削減目標の達成に向けた対策	64件
その他	8件
合計	93件

カ 意見の反映状況

区 分	合計
計画（案）に反映させたもの	7件
意見の趣旨が既に素案に盛り込まれているもの	16件
今後の取組みの参考にするもの	40件
計画（案）に反映できないもの	16件
その他	14件
合計	93件

(2) 市町村の意見聴取

- ア 市町村温暖化対策主管課長会議の開催 平成22年1月7日（木）
- イ 意見照会 平成21年12月15日（火）～平成22年1月15日（金）

(3) かながわ地球環境保全推進会議の開催

- ア 県民部会・企業部会合同部会 平成22年1月14日（木）

3 会議等による検討

- 平成21年 8月5日 地球温暖化対策計画検討委員会（有識者会議）第1回
 9月14日 地球温暖化対策計画検討委員会第2回（「骨子(案)」について）
 県議会9月定例会 環境農政常任委員会に「骨子(案)」を報告
 11月18日 環境審議会（「骨子(案)」について）
 12月4日 地球温暖化対策計画検討委員会第3回（「素案」について）
 県議会12月定例会 環境農政常任委員会に「素案」を報告
 平成22年 1月29日 地球温暖化対策計画検討委員会第4回（「計画案」について）
 2月5日 環境審議会（「計画案」について）
 県議会第1回定例会 環境農政常任委員会に「計画案」を報告

神奈川県地球温暖化対策計画検討委員会名簿（50音順、敬称略）

氏名	役職
(会長) 大西 隆	東京大学大学院工学系研究科 教授
辰巳 菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事
槌屋 治紀	株式会社システム技術研究所 所長
中上 英俊	株式会社住環境計画研究所 所長
丹村 洋一	社団法人神奈川県経営者協会 副会長兼環境委員会委員長
柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科 教授

神奈川県地球温暖化対策推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 地球温暖化対策に関する施策
 - 第1節 地球温暖化対策計画等（第7条～第9条）
 - 第2節 事業活動に関する地球温暖化対策（第10条～第17条）
 - 第3節 建築物に関する地球温暖化対策（第18条～第32条）
 - 第4節 開発事業に関する地球温暖化対策（第33条～第39条）
 - 第5節 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進（第40条・第41条）
 - 第6節 森林等の整備、保全等（第42条）
 - 第7節 交通に関する地球温暖化対策（第43条～第45条）
 - 第8節 日常生活等における地球温暖化対策（第46条・第47条）
 - 第9節 教育及び学習の振興（第48条）
 - 第10節 事業の登録（第49条～第52条）
 - 第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条・第54条）
- 第3章 雑則（第55条～第60条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることにかんがみ、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 新エネルギー等 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの（第9条第3項において「新エネルギー」という。）及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策について、市町村及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）と連携し、及び協働して実施するよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び民間団体等が行う地球温暖化対策が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者のうち、その事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業者」という。）は、地域の地球温暖化対策の推進に貢献するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むよう努めなければならない。

（建築主等の責務）

第6条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能（第32条において「省エネルギー性能」という。）を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。

第2章 地球温暖化対策に関する施策

第1節 地球温暖化対策計画等

（地球温暖化対策計画）

第7条 知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下この条において「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 地域の地球温暖化対策の基本方針
 - (2) 県内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標
 - (3) 法第20条の3第3項各号に掲げる事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 4 知事は、毎年度、地球温暖化対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表するものとする。

(県の施策等の企画等に当たっての配慮)

第8条 県は、法第20条の3第4項に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。

(事務事業温室効果ガス排出抑制計画)

第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画（以下この条において「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」という。）を定めなければならない。

2 事務事業温室効果ガス排出抑制計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針

(2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(3) 前号の目標を達成するための措置に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の抑制及び新エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。

4 第7条第3項及び第4項の規定は、事務事業温室効果ガス排出抑制計画について準用する。

第2節 事業活動に関する地球温暖化対策

(事業活動温暖化対策指針)

第10条 知事は、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するため、事業活動における地球温暖化対策に関する指針（以下「事業活動温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(事業活動温暖化対策計画書の提出等)

第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針に係る事項

(4) 温室効果ガスの排出の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項

(5) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定大規模事業者は、同項第3号から第6号までに掲げる事項については、事業活動温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者（以下「計画書提出特定大規模事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

4 特定大規模事業者以外の事業者（第13条において「中小規模事業者等」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の事業活動温暖化対策計画書について準用する。この場合において、第3項中「変更があったとき」とあるのは、「変更があったとき、当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。

6 計画書提出特定大規模事業者が、第1項の規定による提出の後特定大規模事業者に該当しないこととなった場合における当該提出に係る事業活動温暖化対策計画書は、第4項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書とみなす。

(施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者への協力)

第12条 事業活動温暖化対策計画書を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による事業活動温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。

(中小規模事業者等に対する支援)

第13条 県は、中小規模事業者等による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者等に対し、技術的指導その他の当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(排出状況報告書の提出)

第14条 事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間（次条において「計画期間」という。）が終了する日の属する事業年度までの毎事業年度、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した報告書（第16条において「排出状況報告書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(結果報告書の提出)

第15条 計画書提出事業者は、計画期間が終了する日又は第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止（同項において準用する場合にあっては、当該廃止及び計画の中止）に係るものに限る。）をした日から規則で定める日までに、計画期間中の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化対策の実施の結果を記載した報告書（次条において「結果報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)

第16条 知事は、事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(指導、助言及び改善の求め)

- 第 17 条 知事は、計画書提出特定大規模事業者に対し、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 知事は、第 11 条第 1 項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書の内容が、事業活動温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。
- 3 知事は、第 1 項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定大規模事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第 3 節 建築物に関する地球温暖化対策

(建築物温暖化対策指針)

第 18 条 知事は、規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「建築物温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 第 10 条第 2 項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。

(建築物温暖化対策計画書の提出)

第 19 条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置
- (5) 前号の措置の評価
- (6) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(建築物温暖化対策計画書の変更の届出)

第 20 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者（以下「計画書提出建築主」という。）は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第 1 項各号（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内容の変更により、その新築等をしようとする建築物が特定建築物に該当しないこととなった場合（前条第 3 項に規定する建築物に該当する場合に限る。）における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第 3 項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。

(新築等の中止の届出)

第 21 条 計画書提出建築主（前条第 1 項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第 19 条第 3 項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。）は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(新築等の完了の届出)

第 22 条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表)

第 23 条 知事は、第 19 条第 1 項又は第 3 項の規定による提出及び第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(表示基準)

第 24 条 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めなければならない。

2 第 10 条第 2 項の規定は、表示基準について準用する。

(特定建築物の環境性能の表示)

第 25 条 第 19 条第 1 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。

2 計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者（以下「販売等受託者」という。）が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合においては、この限りでない。

3 前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。

4 第 19 条第 3 項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第 1 項及び第 2 項の規定の例により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(建築物環境性能表示の表示の届出等)

第 26 条 計画書提出特定建築主は、前条第 1 項の規定により最初に表示をし、又は同条第 2 項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、前条第 4 項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。

3 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

（建築物環境性能表示の変更の届出等）

第27条 計画書提出建築主は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（環境性能の説明）

第28条 計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃貸しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

（環境性能を示す表示の掲示等）

第29条 計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。

2 計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。

（表示の制限）

第30条 計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（指導、助言等）

第31条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。

（優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進）

第32条 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は新エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 開発事業に関する地球温暖化対策

（特定開発事業温暖化対策指針）

第33条 知事は、規則で定める規模以上の開発行為（神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）第2条第1号に規定する開発行為をいう。）であって規則で定めるものに係る事業（以下「特定開発事業」という。）を実施しようとする者（以下「特定開発事業者」という。）が当該特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「特定開発事業温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、特定開発事業温暖化対策指針について準用する。

（特定開発事業温暖化対策計画書の提出）

第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定開発事業温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域（特定開発事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）

(3) 特定開発事業の概要

(4) 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容

(5) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定開発事業者は、同項第4号から第6号までに掲げる事項については、特定開発事業温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

（特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出）

第35条 前条第1項の規定により特定開発事業温暖化対策計画書を提出した特定開発事業者（以下「計画書提出特定開発事業者」という。）は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（特定開発事業の中止の届出）

第36条 計画書提出特定開発事業者（前条の規定による届出をした計画書提出特定開発事業者のうち、当該届出に係る事業が特定開発事業に該当しなくなった場合における計画書提出特定開発事業者を除く。以下同じ。）は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（特定開発事業の完了の届出）

第37条 計画書提出特定開発事業者は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

（特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表）

第38条 知事は、第34条第1項の規定による提出及び第35条から前条までの規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る特定開発事業の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

（指導、助言及び改善の求め）

第39条 知事は、計画書提出特定開発事業者に対し、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、第34条第1項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うために必要な範囲において、計画書提出特定開発事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第5節 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進

(新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の促進)

第40条 県、事業者及び試験研究機関は、連携し、及び協働して、新エネルギー等及び省エネルギーに係る技術その他の地球温暖化防止に寄与する技術（以下「新エネルギー等環境配慮技術」という。）の研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

2 県は、事業者及び試験研究機関による新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の支援に努めるものとする。

(新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進)

第41条 事業者及び県民は、新エネルギー等環境配慮技術の活用に努めなければならない。

2 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 森林等の整備、保全等

第42条 県、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）及び民間団体等は、連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

2 県及び民間団体等は、連携し、及び協働して、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

第7節 交通に関する地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用の推進等)

第43条 事業者（専ら自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用して事業を行う者を除く。）

及び県民は、可能な限り自動車等の使用を控え、温室効果ガスの排出の量がより少ない公共交通機関若しくは自転車（以下この条において「公共交通機関等」という。）の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。

2 県は、市町村及び公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）と連携し、及び協働して、公共交通機関等を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 多数の者の利用に供する施設を管理する者又は多数の者の参加が見込まれる行事を主催する者は、当該施設を利用する者又は当該行事に参加する者の公共交通機関等の利用又は徒歩による来場の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第44条 自動車等を運転する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法（以下この条において「エコドライブ」という。）の実施及び自動車等の適正な整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 自動車を製造する事業者は、エコドライブの実施を促す機能を有する機器の搭載に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の使用の推進等)

第45条 自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸し渡しを行うよう努めなければならない。

2 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

3 県及び自動車駐車場を設置し、又は管理する者その他の規則で定める者は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の普及及び当該自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

第8節 日常生活等における地球温暖化対策

(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖化対策)

第46条 製品（自動車等を除く。以下この条において同じ。）を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの排出抑制に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。

2 製品又は役務を販売し、又は提供する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行うよう努めなければならない。

3 事業者及び県民は、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品若しくは役務又は温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により提供される製品若しくは役務の購入又は利用に努めなければならない。

(生活様式等の転換の推進)

第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員と連携し、及び協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの排出を抑制するための取組を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活における照明器具、冷暖房機、給湯機その他の機械器具の使用に当たっては、エネルギーの消費が過度にわたることがないように、その見直しに努めなければならない。

第9節 教育及び学習の振興

第48条 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、県民に対する地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興並びに指導者の育成に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員に対して、地球温暖化対策に関する必要な教育を行うよう努めなければならない。

3 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する専門的な知識又は経験を有する人材の育成に努めるものとする。

第10節 事業の登録

(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録)

第49条 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業であって規則で定めるものに関し、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）について、知事の登録を受けることができる。

(1) 登録に係る事業の名称

(2) 登録に係る事業の概要

(3) その他規則で定める事項

2 前項の登録（以下「事業の登録」という。）を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。
- 4 知事は、インターネットの利用その他の方法により、前項の登録簿その他規則で定めるものを公表するものとする。
(変更の申請)
- 第50条 事業の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項第2号に掲げる登録事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、登録事項の変更を知事に申請しなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第50条第1項」と、「登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする」とあるのは「当該申請に係る登録事項の変更を行うものとする」と、「事業の登録」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。
(変更又は廃止の届出)
- 第51条 登録事業者は、登録事項（第49条第1項第2号に掲げる登録事項を除く。）に変更があったとき、又は事業の登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該変更に係る事項又は事業を廃止した旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業の登録を変更し、又は抹消するものとする。
(事業の登録の抹消)
- 第52条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の登録を抹消することができる。
- (1) 事業の登録に係る事業を廃止したことが明らかにになった場合で、前条第1項の規定による届出がないとき。
 - (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反したとき。
 - (3) 事業の登録の内容と異なる事業を行っていることが明らかにになった場合で、事業の登録を抹消する必要があると認めるとき。

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進

(国及び他の地方公共団体との連携)

第53条 県は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第54条 県は、事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雑則

(勧告)

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条第1項、第14条、第15条、第19条第1項又は第34条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第21条、第22条、第26条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第27条第1項、第29条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第35条から第37条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第11条第4項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は第19条第3項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者
- (4) 第25条第1項（同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第2項（同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた者又は第29条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示に表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者
- (5) 第30条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者

(公表)

第56条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第57条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、地球温暖化を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が地球温暖化の防止のために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する節又は条の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

(神奈川県地球温暖化対策計画書審査会)

第58条 知事は、第17条第2項又は第39条第2項の規定により改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴かななければならない。

(顕彰)

第59条 県は、地球温暖化対策の推進に特に功績があったと認められるもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条から第31条まで、第34条から第39条まで、第2章第10節、第55条及び第56条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表知事の項神奈川県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
-------------------	--	-------

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。
目次中「第4節 二酸化炭素の排出の抑制（第45条・第46条）」を「第4節 削除」に改める。
第16条第1項中「、第46条」及び第5号を削り、第6号を第5号とする。
第17条第1項中「、第46条」を削る。
第5章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第45条及び第46条 削除

(検討)

5 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。